

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年12月26日
【事業年度】	第20期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	株式会社グッドスピード
【英訳名】	GOOD SPEED CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 久統
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
【電話番号】	(052)933-4092（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松井 靖幸
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
【電話番号】	(052)933-4092（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松井 靖幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高	(千円)	—	—	—	44,778,216	56,144,757
経常利益	(千円)	—	—	—	445,663	773,757
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	—	—	—	381,610	381,278
包括利益	(千円)	—	—	—	381,610	381,278
純資産額	(千円)	—	—	—	1,806,799	2,586,189
総資産額	(千円)	—	—	—	21,995,657	30,509,844
1株当たり純資産額	(円)	—	—	—	578.01	744.91
1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	124.17	116.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	122.35	115.05
自己資本比率	(%)	—	—	—	8.2	8.4
自己資本利益率	(%)	—	—	—	24.7	17.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	18.4	14.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△65,723	△3,336,428
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△3,445,928	△2,407,023
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	3,882,556	6,293,184
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	1,476,637	2,026,369
従業員数	(人)	—	—	—	584	704

(注) 1. 第19期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2018年 9 月	2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月
売上高 (千円)	22,751,642	32,393,959	33,704,550	44,213,135	51,939,408
経常利益 (千円)	149,280	318,082	3,315	400,718	556,206
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	91,281	193,349	△24,080	251,729	337,019
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	-
資本金 (千円)	30,000	437,330	437,330	441,806	699,209
発行済株式総数 (株)	6,000	1,532,500	3,065,000	3,125,900	3,448,800
純資産額 (千円)	397,404	1,396,413	1,292,111	1,676,918	2,412,050
総資産額 (千円)	9,379,807	12,672,905	16,441,321	21,346,303	28,218,341
1株当たり純資産額 (円)	220.78	455.60	431.31	536.46	694.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	1,500 (—)	10 (—)	— (—)	— (—)	10 (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	50.71	82.64	△7.92	81.91	103.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	79.67	—	80.71	101.69
自己資本比率 (%)	4.2	11.0	7.8	7.8	8.5
自己資本利益率 (%)	24.4	21.6	△1.8	17.0	16.6
株価収益率 (倍)	—	21.4	△170.8	27.8	16.6
配当性向 (%)	9.9	7.9	—	—	9.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△318,011	△502,586	△1,745,232	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△484,892	△1,611,282	△1,910,749	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,152,580	2,277,325	3,103,306	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,491,233	1,654,689	1,105,733	-	-
従業員数 (人)	256	340	433	559	609
株主総利回り (%)	—	—	76.5	168.5	75.5
(比較指標: 「東証マザーズ指数」) (%)	(—)	(—)	(140.0)	(91.9)	(61.7)
最高株価 (円)	—	4,320	1,494 (3,950)	2,655	2,390
最低株価 (円)	—	1,519	500 (2,751)	1,183	1,370

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 第18期以前の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。第19期、第20期は子会社はありますが、関連会社がないため、記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、第18期、第19期は配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。当社株式は2019年4月25日に東京証券取引所マザーズ市場（現 東京証券取引所グロース市場）に上場したため、第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第17期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第16期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第19期、第20期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高については、第19期から連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
7. 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 当社は、2018年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、2018年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期（2018年9月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 2019年4月25日に東京証券取引所マザーズ市場（現 東京証券取引所グロース市場）に上場したため、第16期から第17期の株主総利回り及び比較指標は記載しておりません。
10. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場（現 東京証券取引所グロース市場）における株価を記載しております。ただし、当社株式は、2019年4月25日から東京証券取引所マザーズ市場（現 東京証券取引所グロース市場）に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。また2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

年月	概要
2002年8月	当社創業店であるグッドスピード春日井SUV専門店（現 グッドスピード春日井ミニバン専門店）を愛知県春日井市にオープン
2003年2月	中古車販売を目的に、資本金300万円で有限会社グッドスピード設立、名古屋市守山区に本社所在地を置く グッドスピード名東・守山SUV専門店（現 グッドスピード名東SUVカスタム専門店）を名古屋市守山区にオープン
2005年9月	グッドスピード中川・港SUV専門店（現 グッドスピード中川・港カスタム専門店）を名古屋市港区にオープン
2006年7月	有限会社グッドスピードを株式会社グッドスピードへ商号変更
2008年4月	グッドスピード小牧SUV専門店（現 グッドスピード小牧ミニバン専門店）を愛知県小牧市にオープン
2009年8月	グッドスピード安城SUV専門店（現 グッドスピード安城ミニバン専門店）を愛知県安城市にオープン
2011年7月	車両品質管理・コーティング事業を目的に、子会社として株式会社グッドサービスを設立
2011年11月	グッドスピード岐阜SUV専門店を岐阜県岐阜市にオープン
2012年4月	本社を名古屋市東区に移転
2012年10月	グッドスピード豊橋SUV専門店（現 グッドスピード豊橋ミニバン専門店）を愛知県豊橋市にオープン
2013年2月	グッドスピードインターナショナル岡崎ベンツBMW専門店（現 SPORT岡崎輸入車専門店）を愛知県岡崎市にオープン
2013年5月	鈑金・塗装修理部門としてグッドスピード中川BPセンターを名古屋市中川区にオープン
2014年2月	グッドスピード春日井BPセンターを愛知県春日井市にオープン
2014年12月	MINI販売を目的に、UNITED MINICARSを名古屋市名東区にオープン
2015年3月	レンタカー事業を開始
2015年7月	グッドスピード四日市SUV専門店を三重県四日市市にオープン グッドスピード浜松SUV専門店（現 グッドスピードMEGA 浜松店）を浜松市西区にオープン
2015年9月	マッハ車検名古屋守山店（現 グッドスピード名東守山店）を車検専門店として初のフランチャイズ契約で名古屋市守山区にオープン
2016年4月	SPORT三重MINI専門店（現 グッドスピード津ミニバン専門店）を三重県津市にオープン
2017年1月	グッドスピード緑SUV専門店（現 SPORT緑輸入車専門店）を名古屋市緑区にオープン
2017年7月	子会社である株式会社グッドサービスを吸収合併
2017年10月	グッドスピードMEGA SUV春日井店を愛知県春日井市にオープン
2018年12月	グッドスピード大府有松インター買取専門店を愛知県大府市にオープン
2019年2月	グッドスピードMEGA 大垣店を岐阜県大垣市にオープン
2019年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年8月	グッドスピード小牧BPセンターを愛知県小牧市にオープン グッドスピードMEGA SUV知立店を愛知県知立市にオープン
2019年10月	グッドスピード緑BPセンターを名古屋市緑区にオープン 株式会社ホクトモータースを100%子会社化
2020年1月	子会社である株式会社ホクトモータースを吸収合併 グッドスピード車検名古屋天白店としてオープン
2020年4月	株式会社エンジョイレンタカーより沖縄県のレンタカー店（現 グッドスピードレンタカー那覇空港前店）を事業譲受 グッドスピードMEGA SUV東海名和店を愛知県東海市にオープン
2020年5月	グッドスピード豊田買取専門店（現 グッドスピード豊田元町買取専門店）を愛知県豊田市にオープン
2020年9月	カーステーション株式会社より同社大府店の車検・整備・鈑金・塗装事業等を事業譲受し、グッドスピード車検大府SS店としてオープン グッドスピード車検中川・港店を名古屋市港区にオープン
2021年1月	グッドスピード春日井ハイエース・キャンピング専門店（現 グッドスピード VANLIFE春日井店）オープン
2021年3月	株式会社チャンピオン（現 株式会社チャンピオン76）を子会社化
2021年4月	グッドスピードMEGA SUV神戸大蔵谷店を神戸市西区にオープン
2021年8月	CHAMPION76四日市店を三重県四日市市へオープン
2021年9月	グッドスピードMEGA SUV清水島坂店、CHAMPION76清水島坂店を静岡県清水区にオープン
2021年10月	株式会社チャンピオンを株式会社チャンピオン76に商号変更し、当社のバイク事業を事業譲渡
年月	概要
2021年12月	グッドスピード車検岐阜店を岐阜県岐阜市にオープン
2022年2月	グッドスピードMEGA SUV豊川御油店を愛知県豊川市にオープン

2022年3月	CHAMPION76浜松店を静岡県浜松市にオープン
2022年4月	東京証券取引所グロース市場へ移行
	CHAMPION76大垣店を岐阜県大垣市にオープン
	CHAMPION76豊川御油店を愛知県豊川市にオープン
2022年8月	CHAMPION76名古屋昭和橋店を名古屋市中川区にオープン
2022年10月	グッドスピードMEGA SUVイオンモール土岐店を岐阜県土岐市にオープン
2022年11月	CHAMPION76名古屋昭和橋店を名古屋市中川区にオープン

3【事業の内容】

当社グループは、「気持ちに勝るものはない」を経営理念として、車及びバイクにおける中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供を通じて「すべての人に感謝・感動・感激を与え続ける伝道師でありたい」をミッションに掲げ、その具現化を目指し、自動車販売及びその附帯事業を行っております。

当社グループは、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであります。中古車販売、自動車買取、整備・钣金、保険代理店及びレンタカー、ガソリンスタンドのサービスを提供しております。

なお、当社グループのサービスの内容、当該サービスに係る位置付け及びサービス系統図は以下のとおりであります。

(1) 中古車販売

中古車販売のMEGA専門店、国産車専門店、輸入車専門店を展開しております。お客様のライフスタイルに合った車、バイクを提供することを目的として、取扱車種を絞ることにより専門性の高い店舗作りと人材教育を進めております。創業以来SUV（スポーツ・ユーティリティ・ビークル／Sports Utility Vehicleの頭文字を取った自動車の形態のひとつ。スポーツ多目的車。）・4WD専門中古車販売店及び輸入中古車販売店として蓄積してきたブランドイメージを武器として、高年式、低走行の絞り込んだ車種に特化した専門店展開を進めてまいりました。

出店方針といたしましては、東海エリア内におけるドミナント方式並びに東海地方以外へのエリア拡大を狙いとした出店形態により、積極的に事業展開を進めております。集客は、インターネットやテレビ・ラジオCMによる広告を活用することにより、商圈エリアをより広げる取り組みも行っております。なお、2022年9月末現在、MEGA専門店10店舗、国産車専門店12店舗、輸入車専門店3店舗、バイク専門店7店舗、買取専門店2店舗、車検専門店3店舗、BPセンターを4店舗、ガソリンスタンドを1店舗、レンタカーを1店舗、を東海4件（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）および兵庫県、沖縄県で展開しております。

小売販売台数の推移

	第19期実績 (2021年9月期)	第20期実績 (2022年9月期)
小売販売台数(台)	12,854	14,793

(2) 自動車買取

お客様の当社グループ店舗への持ち込みによる店頭買取の他、複数の企業が運営する一括買取査定サイト経由で当社グループへアクセスした自動車買取希望に対する出張買取を行っております。

自動車買取を展開していくことで、買取車両のうち当社グループの取扱ラインナップ車種は当社グループの店頭在庫として、オートオークションに依存しない店頭販売に寄与する仕入ルートの開拓強化を図っております。当社グループの取扱ラインナップでない車両は、オートオークション会場へ出品することで当社グループ売上へ寄与することが可能であります。今後も当社グループにとって重要な事業と位置付け、積極的な資本投入を考えております。

(3) 整備・钣金

販売した車両の整備や車検等のサービスを展開しております。ほとんどの販売店に整備工場を併設しており、整備工場を併設していない販売店についても、近隣店舗の整備工場や外注先にて整備を行い、車検整備の獲得件数増を実現しております。また、販売店は休日にお客様が集中するため、販売と整備を分離することにより、サービス向上、業務効率化を図っております。更に、2013年に钣金を専門に行うBPセンター（ボディー&ペインティング／Body&Paintingのこと。車両の钣金塗装を行う。）の展開を開始し、より安心安全な車両利用が可能になるよう、サポート体制の強化を図っております。

(4) 保険代理店

損害保険会社の代理店業務のサービスを展開しております。中古車販売の各店舗において、当社グループ取扱車両の販売に際して、自動車保険を提案し、自動車保険の新規獲得を行っております。また販売後のアフターケアとして、社内に専門部署を設置し、保険契約継続率向上のため、サポート体制の強化を図っております。

(5) レンタカー

車両の貸出サービスを提供しております。サービス提供の目的としては、新たな収益の柱を作ること、お客様のレンタカー利用体験を動機として車両販売に繋げること、レンタカー車両として利用した後、当社グループ在庫車両へ転換するという仕入ルートの開拓であります。現在のレンタカー顧客は、一般のお客様及び当社グループが代理店契約をしている損害保険会社であり、主に観光目的や事故発生時のレンタカーとしてご利用頂いております。

(6) 当社グループの強み

①専門性の特化

店舗ごとにSUV、ミニバン、輸入車及びバイクのように、取扱車種を絞り、各店舗に大型駐車場を用意し、常時3,000台以上の在庫車両を抱えてクルマ選びをサポートしております。これにより、ご来店いただいた際にお客様の希望に沿った車両をより多くの選択肢の中から選んでいただける環境を整えております。また、店舗ごとに取扱車種を絞り社内研修や店舗教育を受けることで、営業一人ひとりが短期間で豊富な専門知識を身に着けることができ、お客様が安心して購入できる豊富な提案を実現しております。

②ドミナント出店戦略

店舗展開はドミナント出店戦略を基本としております。専門性に特化した店舗作りとの相乗効果により、特定のジャンルにおいて豊富な在庫台数を保持することができ、特にSUVは東海エリア最大級の在庫数と車種で豊富な品揃えを実現しております。

③快適・清潔な店舗作り

従来の中古車販売店のイメージを覆すような、洗練された明るいショールームをコンセプトに、取扱車種に合わせたデザイン性の高い店舗作りを行っております。また、ショールームにはキッズスペースを設置するなど、ファミリー層にも気軽にご来店頂き、心地よくお過ごし頂ける店舗作りを進めております。

④カーライフのトータルサポート

当社グループでは、中古車及びバイクの販売だけではなく、自動車保険の加入、車検・整備のアフターサービス、マイカーリース、下取、買取、レンタカー及びガソリンスタンドなど、お客様のカーライフをトータルでサポートできるサービス展開を行っております。具体的には下表の商品があります。

2022年9月30日現在

商品名	内容
車検・整備	店舗に併設されたピットには、国家資格保有整備士・検査員を配置。
钣金・塗装	B Pセンターによる、車両の傷及び凹みの钣金・塗装。
オートローン	店頭申込可能なオートローンにより、面倒もなく簡単な手続きで申請可能。
レンタカー	愛知県・兵庫県・沖縄県で展開。全て新車もしくは2年以内の好条件の中古車を中心にナビ・バックカメラ・ETC標準装備。気に入った車両はそのまま購入可能。
ガソリンスタンド	整備・钣金工場に併設され、ドライブスルー洗車機も利用可能
自動車保険	事故受付から車両の引取・修理・保険金請求手続きまで一貫対応。代車常時450台、土日対応可能。
買取（店頭・出張）・下取	特に、小売再販が可能なSUV及びバイクは高価買取を実現。

⑤独自基準の仕入体制

全国のオートオークションや自動車販売業者から、当社グループの基準を満たす品質の確かな車両を仕入れております。具体的には、毎日のように開催されるオートオークションにおいて、当社グループは修復歴のない車両を取り扱う専門店として、高品質な車両を逃さず仕入れるために専門部署を設け、安定した供給を行うだけでなくお客様のニーズにマッチした優良車両をご提供できるよう努めております。

更に、当社グループ独自基準のもと、車両（車・バイク）の買取・下取を強化し、直接販売により高品質車両をより安くご提供できる環境作りを進めております。

⑥豊富なオプション

車両販売においては、お客様の多様なニーズに応じられるよう、豊富なオプション商品を取り揃えております。このオプション商品によって、1台当たりの売上高・利益を確保し、同時に車両本体の低価格提供を目指すことで、お客様にとって購入しやすい金額で販売できるように努めております。

2022年9月30日現在

商品名	内容
G S WARRANTY	最長3年間。中古車販売の保証プログラム。
メンテナンスパック	購入後、オイル交換、オイルエレメント交換などの定期点検のパック商品。
コーティング・スクラッチバリア	耐久性に優れたガラスコーティング。
ドライブレコーダー	車載型映像記録装置。事故、盗難などのトラブル時に備えて車内外の状況を記録。
V I P PASSPORT	グッドスピード車検大府SS店でのガソリン給油最大6円/ℓ引、オイル交換無料券、車検・コーティング割引クーポンなどの特典豊富なVIP会員。

⑦サービスファクトリーの併設

購入頂いた後もお客様に安心してカーライフを送って頂けるよう、ほとんどの店舗に充実した整備ピットを併設しております。国家資格保有整備士が常駐し、納車前の点検をはじめ、車検や定期点検、カーナビゲーション取り付けやボディーコーティング、カークリーンなど常時対応しております。また、高機能・高品質な設備・機材を多数取り揃え、幅広い整備メニューも提供しております。運輸局指定工場も保有し、充実した設備と国家資格保有整備士の高い技術力で安心&リーズナブルな車検対応を行うことが可能であります。

⑧ファン（お客様）との繋がり

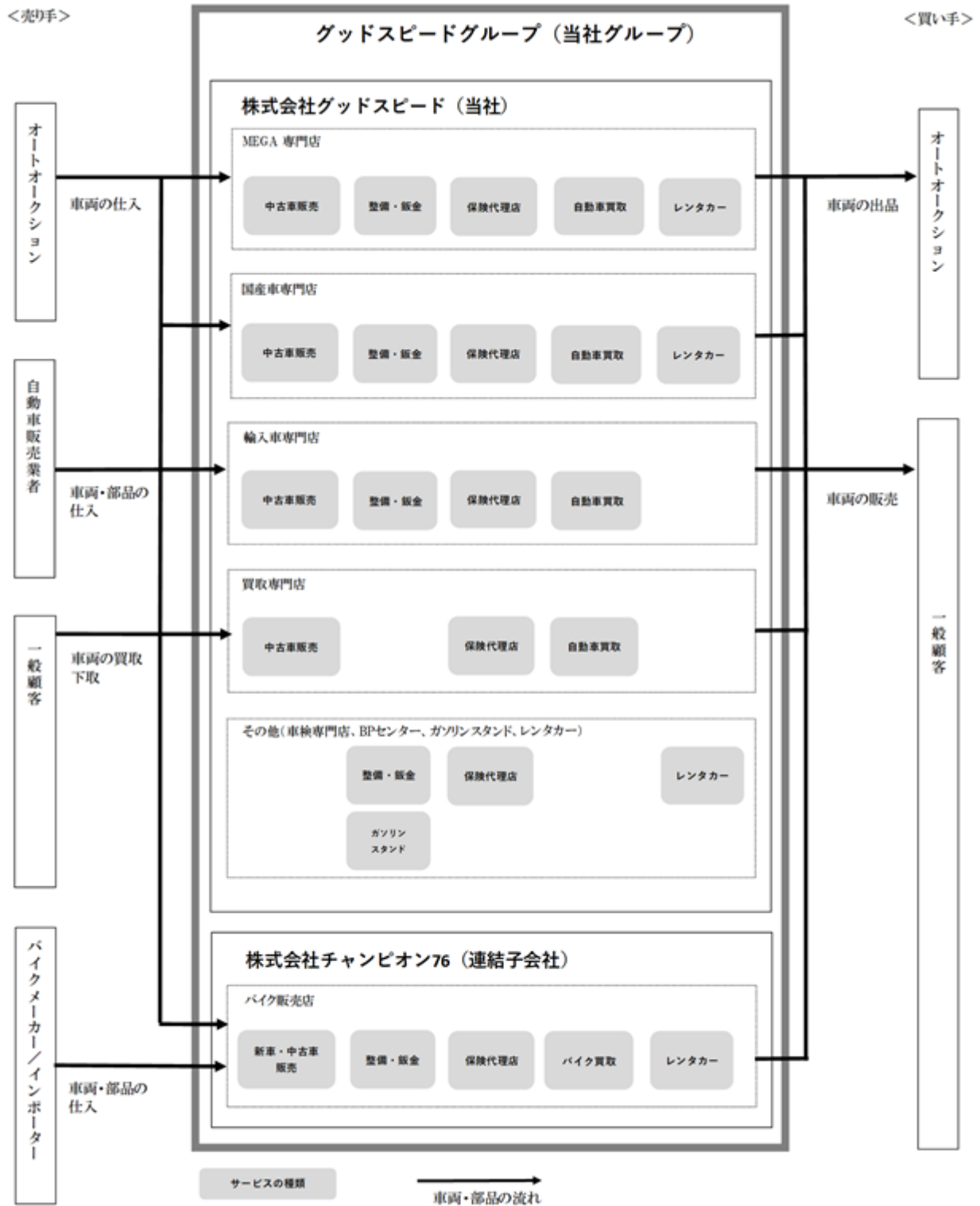
当社グループでは、当社グループの商品・サービスをご利用頂いたお客様との結びつきを大切にし、当社グループの「ファン」になって頂くことを重視しております。車は移動のための単なるツールではなく、ライフスタイルを彩る要素のひとつでもあり、SUV及びバイクであればその側面は更に顕著であります。キャンプやスノーボード、登山にサバイバルゲームなど、様々なアウトドアイベントとSUV及びバイクは繋がりやすく、車及びバイクを販売して終わりではなく、レジャー・スポーツを通してお客様との接点を増やし、長くお付き合い頂ける関係を築けるように取り組んでおります。

⑨人材育成・採用

当社グループでは、長年培った独自の採用基準により、当社グループにマッチし活躍が期待できる人材の採用を行っており、2022年4月入社の新卒採用は89名でありました。

また入社後は、車両販売、整備、钣金それぞれに設定した目標を達成することで、チーフや店長、部長へ昇格できる制度を確立しており、モチベーション高く毎日の業務に取り組む社員が多く、計画的な育成を実現しております。

[サービス系統図]



事業所数と内訳を示すと以下のとおりであります。

なお、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

2022年9月30日現在

サービスの 名称	MEGA 専門店	国産車 専門店	輸入車 専門店	バイク 販売店	買取 専門店	車検 専門店	BP センター	ガソリン スタンド	レンタカー 専門店	本社	合計
中古車販売	10	12	3	7	-	-	-	-	-	-	32
自動車買取	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2
車検	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3
整備飯金	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4
保険代理店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
ガソリン スタンド	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
レンタカー	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
合 計	10	12	3	7	2	3	4	1	1	1	44

事業所で複数のサービスを提供している場合、主要なサービスを実数で表しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社チャンピオン7 6	名古屋市千種区	30,000	バイク事業	100	役員の兼任あり

(注) 株式会社チャンピオンは2021年10月1日付で株式会社チャンピオン7 6に社名変更しました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、部門別の従業員数を記載しております。

2022年9月30日現在

部門別の名称	従業員数（人）
営業職（販売、保険等）	208
営業職（買取）	46
整備/钣金・塗装	229
事務職・全社（共通）	221
合計	704

- （注）1．従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 2．従業員数が当期中において、120名増加したのは、主として新規出店に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
609	29.5	2.9	4,507

当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、部門別の従業員数を記載しております。

部門別の名称	従業員数（人）
営業職（販売、保険等）	164
営業職（買取）	44
整備/钣金・塗装	212
事務職・全社（共通）	189
合計	609

- （注）1．従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．従業員数が当期中において、50名増加したのは、主として新規出店に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「気持ちに勝るものはない」を経営理念として、中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供を通じて「すべての人に感謝・感動・感激を与え続ける伝道師でありたい」をミッションに掲げ、その具現化を目指し、SUV・4WDに特化した中古車販売及びその附帯事業を東海エリアにて展開してまいりました。

今後の方針としましては、顧客のニーズに的確に対応することはもとより、SUV・4WD販売の全国展開を進め、全国の顧客に当社グループのスローガンを伝えるとともに「SUVといえばグッドスピード」の認知度を向上させていきたいと考えており、顧客から信頼を得られる企業を目指してまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略

当社グループの主軸事業が属する中古車業界におきましては、中古車販売店は小規模店が乱立する多数乱戦状態であります。全国には約3万店にのぼるの中古車販売店があると言われておりますが、業界大手でも、年間販売台数におけるそのシェアは5%程度であります。今後、大手販売店への集約が進むと予想されており、当社グループがそのシェアに入り込む余地は大きいと考えております。

また、当連結会計年度における中古車業界は、世界的な半導体不足と、新型コロナウイルス感染症の流行によるロックダウンの影響で生産工場が稼働停止したことなどによる新車販売減少の影響を受け、厳しい状況となりました。しかしながら、今後はウィズコロナの新たな段階への移行が進められ景気が持ち直し、中古車の需要が回復していくことが期待されております。

このような環境下で当社グループにおいては、中期経営計画における中期経営目標として「SUV販売台数日本一」をスローガンに掲げ、その足掛かりを作るため以下の経営戦略の下、事業活動を進めております。

1. 店舗数の拡大

引き続き、中古車販売店の店舗展開を積極的に進めることにより、業績の拡大を推進してまいります。

また、販売チャンネルを拡大するため、新規出店は地域特性や競合の状況、店舗の規模等を勘案し、現在展開しているSUV・4WD、ミニバン、輸入車及びバイク以外の新しいジャンルの専門特化型店舗を展開してまいります。

2. カーライフサポートの拡充

2018年9月期より開始した出張査定 の件数拡大を図るとともに、2019年9月期に買取専門店を出店したことにより、買取機能の強化を行い、買取台数の増加を図ってまいります。これにより、売上高・売上総利益の拡大と同時に、高年式・低走行の良質な車両を仕入できる機会の増加につなげてまいります。

また、需要が高まりつつあるマイカーリースの販売を本格的に展開し、中古車販売の拡大と同時に、リース契約期間終了後の高年式・低走行の良質な車両を仕入できる機会の増加につなげてまいります。

現在も中古車の販売だけに留まらず、自動車保険、車検・整備やレンタカーなどお客様のカーライフをトータルサポートできる様々なサービス展開を行っておりますが、更に新しいサービスの拡充を図ってまいります。

3. 来客数の増加

販売促進、広告宣伝の強化によって、当社グループから車両を購入した顧客への営業を強化してまいります。具体的には、2018年9月期に一新したCRMシステム（顧客管理システム）の活用並びにコールセンターの体制強化を通じて、過去に販売した顧客の再来店（リピート率）を高めてまいります。

また、リニューアルした自社在庫検索ページの強化や、他社専門サイトの活用を通じて、ブランドの認知度向上を図ってまいります。

4. 顧客当たりの単価の維持・拡大

GS WARRANTYやコーティングなどの既存附帯品及び附帯サービスの商品構成の見直しや、新規戦略商品の投入により、顧客当たりの単価向上を図ってまいります。

５．組織体制の強化

当社グループの成長を支える重要な要素として、人材の確保と育成は不可欠であります。採用チームの体制強化、リファラル採用の活用、積極的な外国人登用や退職者の再雇用、経験者採用やM&Aによる即戦力雇用など、人材の確保に努めております。併せて従業員への賃金アップ、福利厚生の実施、教育訓練制度の実施により退職抑制を図っております。

C S（顧客満足度）やブランド力向上のためには、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員の育成が必要であります。当社では人材教育にあたって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育（OJT）を重視しております。加えて、座学によるセミナー形式の研修も導入しております。人材教育を重ねることにより、社員が会社の方針を理解したうえで、目標設定することで人材の育成を進めてまいります。

（３）経営上の目標の達成の客観的な指標等

当社グループは、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、売上高営業利益率を重視しております。当社グループの売上高営業利益率を高めるためには、小売販売台数を増加し、売上高を増加させることが重要であると認識しております。

売上高営業利益率の推移

指標	前連結会計年度 (2021年９月期)	当連結会計年度 (2022年９月期)
売上高	44,778,216千円	56,144,757千円
営業利益	608,359千円	1,001,230千円
売上高営業利益率	1.4%	1.8%

（４）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

１．既存店の収益性向上

当社グループは、「ＳＵＶ販売台数日本一」をスローガンに掲げ、「店舗数拡大」、「カーライフサポート充実」及び「組織体制強化」などを推進し、販売台数を拡大しております。今後、競争が激化するなかで収益を確保し続けるためには、既存のお客様がリピーターになっていただくことが重要であると認識しております。引き続き車両販売のみならず、附帯商品の販売及びサービスの提供、自動車保険、車検・整備、ガソリンスタンドやレンタカーなど、お客様のカーライフをトータルサポートできるサービスの充実を図ることで、既存店の収益力向上に努めてまいります。

２．新規出店戦略

当社グループの持続的成長のために、前述の既存店の収益力向上に加え、新規出店による販売シェアの拡大は極めて重要であります。

新規出店につきましては、精緻なマーケティングを行い、計画的に出店を進めていく方針であります。新規出店資金を確保するため、資本市場、金融市場及び金融機関からの資金調達・借入を考えており、中期計画に沿って資金計画を策定し、金融機関と良好な関係を維持していくとともに、資本市場へ適切にアクセスしていく方針であります。

今後とも全社としてより収益力が高まるよう、新規出店の加速とローコスト化に取り組んでまいります。

3. 仕入ルートの開拓

当社グループは、仕入の多くをオークションに依存しております。オークションによる仕入れにおいて、当社は、独自の評価基準を満たした車両のみを仕入れる他、仕入れした車両に対しては第三者機関による鑑定を受けることで、良質な車両の確保に努めております。今後、販売台数を増やしていくなかで、品質及び数量の双方で十分な仕入を確保することが課題と認識しており、オークションに依存しない仕入ルートの開拓、具体的には買取専門店の拡大を通じた買取事業の強化を進めております。

4. 人材確保と育成

当社グループの成長を支える重要な要素として、人材の確保と育成は不可欠であります。採用チームの体制強化、リファラル採用の活用、積極的な外国人登用や退職者の再雇用、経験者採用やM&Aによる即戦力雇用など、人材の確保に努めております。併せて従業員への賃金アップ、福利厚生の実施、教育訓練制度の実施により退職抑制を図っております。

C S（顧客満足度）やブランド力向上のためには、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員の育成が必要であります。当社では人材教育にあたって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育（OJT）を重視しております。加えて、座学によるセミナー形式の研修も導入しております。人材教育を重ねることにより、社員が会社の方針を理解したうえで、目標設定することで人材の育成を進めてまいります。

5. 販売後のサポート体制を含めた顧客管理体制の整備

当社グループは、お客様へのアンケートの実施、専門オペレーターを配置したコールセンターの体制強化、集約したお客様情報を分析する部署を設けることにより、お客様との関係強化を図っております。当社が提供する保証商品は保証期間を1年間から3年間まで、お客様に選択していただき、故障等の車両の受入は当社及び最寄りの整備工場で受付可能な体制を採っております。常にお客様目線でサービス提供ができるよう、お客様の意見を参考にしながら販売後のサポート体制を充実していきたいと考えております。

6. 新型コロナウイルス感染症の対応

2020年初頭から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、世界経済に甚大な影響を与えております。自動車産業にも需要と供給の両面で影響を与えており、人々の価値観や行動様式の変化により長期的な影響が懸念されています。

徐々にウィズコロナの考え方が浸透する中、当社においては、従業員の出勤、お客様の来店時に検温・体調確認、マスク着用・手洗いの奨励を行っております。またオンライン会議・商談を導入するなど感染防止対策を徹底しております。

新型コロナウイルス感染症によって人々の価値観や行動様式の変化がもたらされる新しい時代に向けて、市場からの信頼と積極的な業容拡大、生産性向上の加速、新しい働き方の構築により持続的な成長に繋げてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済情勢に係るリスク

新車市場及び中古車市場は、所得水準、物価水準等の変化に敏感であり、経済情勢に大きな影響を受けます。従って、経済情勢の急激な変化が発生した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(2) 特定の仕入ルートへの依存について

当社グループは、販売用車両の仕入れの多くをオートオークションに依存しており、各オートオークション会場が定める規約を遵守し、継続的な仕入れが行えるよう、業務手続を整備、運用しております。しかしながら、当該規約に抵触し、取引停止等の処分を受けた場合には、車両の仕入れが滞り、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。また、オートオークション会場へと出品される車両が減少すること、または為替の変動などによる海外輸出の増加による需要急増などより仕入価格が上昇し、当該上昇分を販売価格に転嫁出来ない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(3) 仕入ルートの多角化に伴うコスト増加について

当社グループは、オートオークション会場からの仕入れへの依存を軽減するため、買取等、仕入ルートの多角化を図っております。しかしながら、買取等による仕入価格がオートオークション会場からの仕入価格を上回る等、仕入ルートの多角化に期待する効果が得られない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(4) 賃貸物件による店舗展開について

当社グループは、賃貸物件による店舗展開を基本としており、出店の際には賃貸人に対し、敷金・保証金及び建設協力金の差入れを行っております。しかしながら、賃貸人の財政状態が悪化した場合や当社グループ側の都合により賃貸借契約を中途解約した場合等には、契約内容によっては差入保証金等の全部又は一部が返還されない可能性があり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(5) 人材獲得及び育成について

当社グループは、顧客にとって満足度の高いサービスを提供する方針の下に、事業の拡大を図っておりますが、その実現のためには継続的に優秀な人材を確保していく必要があると考えております。このため当社グループでは、人員計画を綿密に作成し、人事制度の刷新を図ることで、魅力的な職場環境の実現並びに適切な採用コストの管理に取り組んでおります。しかしながら、予想以上に人材獲得競争が激化し、期待する優秀な人材を獲得できない、あるいは採用コストが増加する可能性もあり、その場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

また、当社グループは、CS（顧客満足度）やブランド力の維持・向上のためには、人材育成を更に強化していくことも必要であると考えております。従って、教育研修制度の改善に継続的に取り組んでおりますが、十分な知識・技能を持った従業員の育成に時間を要した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(6) 情報管理に係るリスク

当社グループでは、顧客から個人情報を受領する機会があり、その管理について、研修等の啓蒙活動の実施により、役職員の個人情報保護に対する意識の向上に努めております。2016年12月6日には一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得、また個人情報の具体的な取り扱いについて定めた「個人情報保護規程」を制定しております。情報セキュリティ面でも、アクセス権限を設定し、権限を持つ者以外のシステムへのアクセスを制限する等、情報漏えいを防止するための対策を講じております。しかしながら、このような対策に関わらず、外部からの不正アクセス及びコンピュータ・ウイルス等の攻撃により、外部への情報漏えいが発生した場合には、当社グループへの社会的信用の著しい低下や損害賠償請求等につながり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(7) 社会的信用力の低下リスクについて

当社グループが扱う中古車は同型車種であっても前所有者による使用状況や整備状況によって、それぞれ品質が異なります。このような特性を鑑み、当社グループでは仕入れた中古車の点検整備に細心の注意を払うとともに、購入後のアフターサービスとしての保証にも注力しておりますが、車両の故障等によりクレームが発生することがあります。当社グループがこのようなクレームに適切に対応できない状況が生じた場合、顧客及び社会からの信頼を失い、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(8) 消費嗜好、生活スタイルの変化に伴うリスクについて

当社グループが扱う中古車の販売は、消費者の消費嗜好や生活スタイルに大きな影響を受けます。当社グループでは消費者のニーズに的確に対応できるよう専門性の高い店舗の運営を行っておりますが、燃料価格の高騰等により消費者が嗜好する車種が変化した場合、あるいは生活スタイルの急速な変化により自動車そのものに対するニーズに低迷が生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(9) 同業他社との競合について

当社グループの事業は当社グループと同じく中古車の販売・買取を手掛ける業者のみならず、自動車メーカー系のディーラー等とも競合が生じることがあります。そのような中、当社グループでは取り扱い車種の選別による専門性の向上、ドミナント方式の店舗展開による地域販売シェアの拡大、更にはアフターサービスの充実等により差別化を図っておりますが、今後更に同業他社との競争が激化した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(10) 有利子負債への依存について

当社グループは、積極的な出店戦略による事業拡大を図っており、新規出店に際しては、金融機関からの借入れを行っております。そのため、有利子負債の残高は増加傾向にあり、有利子負債依存度も高い水準にあります（下表参照）。

当社グループでは、借入れに際し、取締役会で十分な協議・検討を重ね決議することとしておりますが、今後金融政策の変更等により市中金利に変動が生じた場合には、当社が販売する割賦売上の増加も見込まれますが、反面で支払利息の増加等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

	2022年9月期末
有利子負債残高（千円）	22,433,078
有利子負債依存度（％）	73.5

(11) 法的規制等について

当社グループは、企業経営の基本として、会社法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令や諸規則及び金融商品取引所が定める関係規則等を遵守することを極めて重要な企業の責務と認識し、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化・徹底を図っております。

また、当社グループは、事業活動を行うにあたり、古物営業法、道路運送車両法、道路運送法、保険業法等の適用を受けており、これらの法規制を遵守すべく社内規程を整備しており、現在のところ運営の停止や許可の取消等の事態は発生しておりません。

しかしながら、これらの法令・規則や法的規制に抵触する重大な事態が生じた場合には、当社グループの業務運営に支障が生じ、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(12) 出店に係るリスクについて

当社グループでは投資効率が高い用地を主たる出店用地としており、建設費用等の出店コストも抑制しております。しかしながら、出店予定地域において、当社グループの希望する条件の用地が確保できない場合には、出店が遅延または中止、もしくは出店コストが増加することにより、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が生じる可能性があります。

また、新規出店する店舗へ配属する人員の確保や育成の進捗が著しく遅れた場合には、出店が遅延または中止となることも考えられるため、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(13) 風評リスクについて

当社グループでは、テレビ・ラジオCMやホームページ等のメディアを通じた集客に努めており、各メディアより発信される情報は顧客が当社グループを利用しようとする重要な判断材料となります。

その一方で、インターネット掲示板等を通じて当社グループの商品、サービス、役職員に対する悪評、誹謗・中傷等の風説が流布される可能性もあり、このような場合には、それら風説が事実であるか否かに関わらず、顧客の当社グループへの信頼や企業イメージの低下により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(14) 財務制限条項について

当社グループの借入金に係る金融機関との契約には、財務制限条項が付されているものがあり、当該条項に抵触し、一括返済が必要となった場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(15) 自然災害の影響について

当社グループは東海エリアを中心とした各地域に店舗展開しております。各地域において大雪や台風、地震等、自然災害による被害が発生した場合、一部または全ての店舗で営業活動を行えなくなる可能性があります。自然災害の被害については、保険に加入しリスクを低減しておりますが、災害被害が保険の支払限度額を超えた場合には当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(16) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大及びこれに対する政府等の要請により、消費者の外出自粛、新店舗オープンイベントの中止等により来客数が減少し、業績に大きな影響を受けております。また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大及び関連する問題は、様々な業界のビジネスや消費者にも悪影響を及ぼしております。当社グループにおいて2022年9月期の影響は限定的でありましたが、今後の新型コロナウイルスの収束時期や将来的な影響は依然として不透明であり、前述の影響やそれ以外の本書に記載されていない影響、及び新型コロナウイルスの最終的な影響については予測しがたく、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶリスクがあります。

(17) 戦争の影響について

政治・経済の不安定な局面などによる戦争のリスクに世界はさらされております。当社は国内で販売と仕入を完結させており、海外市場への販売が制限されるリスク、海外流通網の混乱による材料・部品・資材などの調達リスクは限定的と考えております。しかしながら、当該リスクが国内まで及んだ場合には、前述の影響やそれ以外の影響については予測しがたく、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶリスクがあります。

(18) 季節変動について

当社グループでは、自動車販売業の小売販売が活況となる需要期の2月～3月を含む第2四半期に売上高が増加する傾向があります。

また当社グループは、SUV・ミニバンなどのレジャー向けの車両が多いため夏に購入需要が高まることと決算前に販売を強化することから、第4四半期も売上高が偏重する傾向があります。

2022年9月期	第1四半期 (10～12月期)	第2四半期 (1～3月期)	第3四半期 (4～6月期)	第4四半期 (7～9月期)	年度計
売上高(千円)	12,059,169	13,767,878	14,066,507	16,251,202	56,144,757
構成比(%)	21.5	24.5	25.1	28.9	100.0

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、ウィズコロナへの移行が進み、景気が持ち直していくことが期待されております。しかしながら、ウクライナ情勢等を受けた資源価格の上昇や円安による物価の上昇、世界的な金融引き締めなどが続くなか、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっていることに十分注意する必要があります。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、世界的な半導体不足と、新型コロナウイルス感染症の流行によるロックダウンの影響で生産工場が稼働停止したことなどによる新車販売減少の影響を受け、中古車流通も停滞したため、2021年10月から2022年9月までの国内中古車登録台数は、3,553,740台（前期比6.6%減）と前年同期間を下回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような厳しい状況の下、当社グループにおきましては、2021年12月に岐阜県岐阜市にグッドスピード車検岐阜店、2022年2月に愛知県豊川市にグッドスピードMEGA SUV豊川御油店、2022年3月に静岡県浜松市にCHAMPION76浜松店、2022年4月に岐阜県大垣市にCHAMPION76大垣店、愛知県豊川市にCHAMPION76豊川御油店、2022年8月に愛知県名古屋市にグッドスピードMEGA輸入車名古屋昭和橋店、CHAMPION76名古屋昭和橋店をオープンするなど、車、バイクにおける新車・中古車販売の拡大及び買取や整備・钣金・ガソリンスタンド、レンタカーサービス、保険代理店サービスを強化し、顧客の車に関する需要に対し、ワンストップでサービスを提供できる体制作りを積極的に進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、56,144百万円（前期比25.4%増）、営業利益は1,001百万円（前期比64.6%増）、経常利益は773百万円（前期比73.6%増）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に株式会社チャンピオン（現 株式会社チャンピオン76）のM&Aに伴う特別利益111百万円の発生があったこと及び当期にMEGA SUV清水島坂店、CHAMPION76清水島坂店が台風被害にあったことにより145百万円の特別損失における災害による損失を計上したため、前年をわずかに下回り381百万円（前期比0.1%減）という結果となりました。MEGA SUV清水島坂店、CHAMPION76清水島坂店は、現在、復旧工事を進めており2023年第2四半期以降に被災前の状態に戻る見込みであります。

なお特別損失における災害による損失及び特別利益については見込みの金額を含んでおり、今後、見込み金額との差異が生じた場合には特別損益に追加の計上を行いますが、現時点ではその金額は軽微であると予想しております。

なお、当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービスごとの経営成績の内容を記載しており、セグメントごとの記載はしておりません。

（自動車販売関連）

当連結会計年度は、2021年4月以降に出店したMEGA専門店4店舗が寄与し、小売販売台数は、14,793台（前期比15.1%増）となりました。加えて買取専門店出店と、子会社の株式会社チャンピオン76のバイク販売店出店が寄与し、当連結会計年度における売上高は52,452百万円（前期比25.5%増）となりました。なお、新車・中古車販売、買取を自動車販売関連としております。

（附帯サービス関連）

自動車販売台数増加に伴う当社顧客数の拡大及び整備工場の新設により整備件数が増加したことと、沖縄の観光需要回復によるレンタカー事業拡大により、当連結会計年度における売上高は3,691百万円（前期比23.7%増）と好調に推移しました。なお、整備・钣金・ガソリンスタンド、レンタカーサービス、保険代理店サービスを附帯サービス関連としております。

② 財政状態の状況

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は19,269百万円で前連結会計年度末に比べ6,313百万円増加しております。主な要因は、商品が3,230百万円及び売掛金が1,607百万円増加したことなどによるものであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は11,240百万円で前連結会計年度末に比べ2,201百万円増加しております。主な要因は、建物（純額）が1,072百万円及び建設仮勘定が436百万円増加したことなどによるものであります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は21,474百万円で前連結会計年度末に比べ6,158百万円増加しております。主な要因は、短期借入金が4,289百万円、前受金が500百万円及び1年内返済予定の長期借入金が469百万円増加したことなどによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は6,449百万円で前連結会計年度末に比べ1,576百万円増加しております。主な要因は、長期借入金が1,198百万円及びリース債務が281百万円増加したことなどによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は2,586百万円で前連結会計年度末に比べ779百万円増加しております。主な要因は、資本金が257百万円、資本剰余金が257百万円及び利益剰余金が257百万円増加したことなどによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は2,026百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は3,336百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益619百万円、減価償却費654百万円、前受金及び長期前受金の増加額618百万円があった一方で、棚卸資産の増加額3,538百万円、売上債権の増加額1,607百万円、前払金及び長期前払金の増加額627百万円があったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は2,407百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,254百万円、保証金の支払による支出213百万円があったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は6,293百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入4,722百万円、短期借入金の純増減額4,289百万円があった一方、長期借入金の返済による支出3,126百万円があったことなどによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社の受注実績は、販売実績とほぼ一致しておりますので、受注実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス別	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	前年同期比
	販売高 (百万円)	販売高 (百万円)	
自動車販売関連	41,794	52,452	25.5%増
附帯サービス関連	2,983	3,691	23.7%増
合計	44,778	56,144	25.4%増

(注) 1. 総販売実績の10%以上を占める販売顧客に該当するものではありません。
2. 当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービス別により記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上高)

当連結会計年度における売上高は56,144百万円（前年同期比25.4%増）となりました。主な要因としては、MEGA専門店を出店したこと、買取専門店を出店したこと、株式会社チャンピオン76のバイク販売店が出店したことに加え附帯サービス関連の売上が順調に推移したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、46,743百万円、売上総利益は9,400百万円となりました。その結果、売上総利益率は16.7%と好調な結果となりました。売上総利益率が好調な結果となったのは、原価削減の取り組みを進めたことによるものです。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、主に人件費、賃借料、販売促進費、広告宣伝費、減価償却費などの計上により8,399百万円となりました。この結果、営業利益は1,001百万円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は27百万円、営業外費用は主に支払利息の計上により255百万円となりました。この結果、経常利益は773百万円となりました。

(特別利益、特別損失、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別利益は、固定資産売却益の計上により7百万円、特別損失は主に災害による損失の計上により161百万円となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は381百万円となりました。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループは、前述「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、サービスの性質、コンプライアンス等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行って参ります。

c. 財政状態

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は19,269百万円となりました。主な内訳は、主に新規出店に伴い車両在庫台数が増加したことなどの要因により商品が11,318百万円となったことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は11,240百万円となりました。主な内訳は、新規出店及び改装に伴い有形固定資産が9,798百万円となったことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は21,474百万円となりました。主な内訳は、新規出店及び改装に伴う借入を行った結果、短期借入金が14,095百万円、1年内返済予定の長期借入金が2,232百万円となったことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は6,449百万円となりました。主な内訳は、新規出店及び改装に伴う設備投資を長期借入金で充当したことにより、長期借入金の残高が5,258百万円となったことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、2,586百万円となりました。内訳は資本金699百万円、資本剰余金718百万円、利益剰余金1,151百万円となっております。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(キャッシュ・フロー)

当社グループは、財務バランスを意識した経営に努めております。当連結会計年度における営業活動の結果、使用した資金は3,336百万円、投資活動の結果、使用した資金は2,407百万円、財務活動の結果、獲得した資金は6,293百万円となりました。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、当期首に比べ549百万円増加し、2,026百万円となりました。

当社グループの資金需要のうち主なものは、事業規模拡大に伴い必要となる運転資金と新規出店に伴う設備投資であります。これらの資金は、主として銀行借入により調達しております。また、取引金融機関との関係も良好であり、資金繰りにつきましても安定した状態を維持しており、当面事業を継続していくうえで十分な流動性を確保しております。

③ 重要な会計方針及び見積り

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、事業を拡大するために、店舗設備を中心に2,259百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、「グッドスピードMEGA SUV豊川御油店」及び「グッドスピードMEGA輸入車名古屋昭和橋店」によるものであります。当社グループは、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地		その他	合計	
				面積（㎡）	金額			
本社 (名古屋市東区)	本社機能	77,030	24,948	(565.66)	368	126,049	228,397	169
名東SUVカスタム専門店 (名古屋市名東区)	店舗 整備工場 钣金工場	32,612	—	663.00 (1,771.00)	122,539	1,257	156,408	6
中川・港SUVカスタム専門店 (名古屋市港区)		44,595	40	(2,794.83)	—	2,015	46,651	6
春日井ミニバン専門店 (愛知県春日井市)		66,770	—	(4,170.64)	—	15,244	82,014	6
小牧ミニバン・ハイエース専門店 (愛知県小牧市)		26,672	1,079	724.95 (6,098.49)	93,079	393	121,225	15
安城ミニバン専門店 (愛知県安城市)		62,391	—	519.31 (2,095.91)	42,635	4,091	109,118	6
岐阜SUV専門店 (岐阜県岐阜市)		107,397	324	812.00 (3,234.00)	33,415	53,919	195,056	7
豊橋ミニバン専門店 (愛知県豊橋市)		37,892	714	(5,230.39)	—	618	39,226	13
SPORT名古屋輸入車専門店 (愛知県尾張旭市)		29,232	65	(3,484.38)	—	1,731	31,029	5
SPORT岡崎輸入車専門店 (愛知県岡崎市)		56,449	1,366	(4,200.51)	—	6,971	64,787	16
UNITEDMINICARS (名古屋市名東区)		402	—	(2,209.47)	—	1,613	2,015	4
四日市SUV専門店 (三重県四日市市)		111,515	317	4,189.92 (2,634.26)	142,723	5,106	259,662	15
津ミニバン専門店 (三重県津市)		112,312	1,244	2,072.40 (2,766.00)	84,618	2,051	200,227	11
MEGA浜松店 (浜松市西区)		133,044	2,178	(6,639.35)	4,232	10,282	149,737	22
SPORT緑輸入車専門店 (名古屋市緑区)		38,663	—	(3,990.96)	—	12,939	51,602	17
MEGASUV春日井店 (愛知県春日井市)		240,315	896	(6,266.80)	—	23,003	264,214	24
MEGA大垣店 (岐阜県大垣市)		481,730	7,823	(9,045.84)	—	46,509	536,062	13
MEGASUV知立店 (愛知県知立市)		642,779	1,288	4,192.99 (8,219.39)	99,940	37,140	781,148	20
MEGASUV東海名和店 (愛知県東海市)		681,821	40,433	439.47 (11,626.38)	56,233	25,671	804,159	21
MEGASUV神戸大蔵谷店 (神戸市西区)		573,545	—	(13,717.80)	—	66,437	639,982	23
MEGASUV清水島坂店 (静岡県清水区)		602,272	—	(9,283.19)	—	70,349	672,622	15
大府有松インター買取専門店 (愛知県大府市)		33,332	—	239.00 (4,706.32)	5,779	2,207	41,319	13
豊田元町買取専門店 (愛知県豊田市)		26,282	—	(2,578.22)	—	2,883	29,166	10
名東守山店 (名古屋市守山区)		96,295	3,458	482.92 (3,204.71)	61,305	9,334	170,394	17
中川BPセンター (名古屋市中川区)		3,151	2,129	(2,064.51)	—	10,786	16,068	10

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地		その他	合計	
				面積（㎡）	金額			
春日井BPセンター (愛知県春日井市)	店舗 整備工場 鋳金工場	8,484	1,003	(2,458.82)	—	9,667	19,155	13
小牧BPセンター (愛知県小牧市)		552	—	(1,725.86)	—	14,866	15,419	16
緑BP (名古屋市緑区)		9,630	3,861	(971.90)	—	33,100	46,592	12
車検名古屋天白店 (名古屋市天白区)		8,713	3,157	(428.64)	—	1,043	12,914	4
車検名古屋中川店 (名古屋市中川区)		237,179	2,061	350 (1,292.24)	29,617	56,186	325,044	9
レンタカー那覇空港前店 (沖縄県那覇市)		17,384	0	(1,309.78)	—	5,268	22,653	6
車検大府SS店 (愛知県大府市)		1,897	7,324	(4,090.03)	—	28,001	37,222	16
MEGA SUV豊川御油店 (愛知県豊川市)		452,724	—	(8,639.78)	—	118,929	571,653	14
MEGA 輸入車名古屋昭和橋店 (名古屋市中川区)		572,652	—	(5,535.87)	—	11,523	584,175	11
グッドスピード車検岐阜店 (岐阜県岐阜市)		159,118	40	(643.49)	—	10,978	170,136	8
沖縄豊見城SUV専門店 (沖縄県豊見城市)		12,271	—	(7,806.00)	—	3,390	15,662	10
GOODSPEED VANLIFE春日井店 (愛知県春日井市)		12,669	335	(2,817.05)	—	1,289	14,294	6

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産であり、建設仮勘定を含んでおりません。
2. 面積の（外書）は、貸借分を示しております。
3. 当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
4. SPORT名古屋輸入車専門店は、2022年9月30日をもって閉店いたしました。

(2) 国内子会社

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地		その他	合計	
				面積（㎡）	金額			
ハーレーダビッドソン名古屋 (名古屋市千種区)	店舗 整備工場 本社機能	55,545	27,234	880.57	204,044	39,467	326,292	31
CHAMPION76名古屋 (名古屋市千種区)	店舗 整備工場 鍍金	44,798	55	747.31	113,000	1,508	159,362	5
ハーレーダビッドソンMEGA東海 (愛知県岡崎市)		177,051	9,608	1,766.56	134,451	4,814	325,926	9
ハーレーダビッドソン浜松 (静岡県浜松市)		98,923	13,763	1,304.60	93,930	3,732	210,349	9
モトラッド岐阜店 (岐阜県岐阜市)		158,714	2,978	(1,530.0)	—	9,120	170,814	9
CHAMPION76東海名和店 (愛知県東海市)		2,516	2,675	(570.00)	—	3,189	8,381	6
CHAMPION76四日市店 (三重県四日市市)		4,432	—	(231.59)	—	952	5,384	1
CHAMPION76神戸大蔵谷店 (神戸市西区)		—	—	(303.15)	—	280	280	5
CHAMPION76清水鳥坂店 (静岡県清水区)		—	—	(459.96)	—	545	545	5
CHAMPION76浜松店 (静岡県浜松市)		91,626	—	504.07	115,427	3,779	210,833	4
CHAMPION76大垣店 (岐阜県大垣市)		15,611	—	(201.08)	—	762	16,374	3
CHAMPION76豊川御油店 (愛知県豊川市)		—	—	(475.50)	—	285	285	3
CHAMPION76名古屋昭和橋店 (名古屋市中川区)		10,717	—	(274.20)	—	120	10,837	3

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産であり、建設仮勘定を含んでおりません。
2. 当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (展示可能台数)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
MEGA SUVイオン モール土岐店 (岐阜県土岐市)	店舗設備	728,200	474,940	自己資本及び 借入金	2022年3月	2022年10月	225台

(注)当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

当社はSPORT名古屋輸入車専門店の閉店し、子会社の株式会社チャンピオン76の店舗として使用することを予定しております。それに伴い構築物の一部について除却を予定しておりますが、金額的に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	7,200,000
計	7,200,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （2022年9月30日）	提出日現在発行数（株） （2022年12月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,448,800	3,733,600	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	3,448,800	3,733,600	—	—

（注）提出日現在発行数には、2022年12月1日から、この有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

2018年ストックオプション

決議年月日	2018年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 38
新株予約権の数(個) ※	119 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 17,400 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	147 (注) 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自2020年10月1日 至2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 147 資本組入額 73.5 (注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日（2022年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
- (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- (3) その他の条件は、取締役会の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 2018年12月11日開催の取締役会決議により、2018年12月28日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を、2019年11月13日開催の取締役会決議により、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2019年ストックオプション

決議年月日	2019年11月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 60
新株予約権の数（個）※	1,225 (注) 6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式24,500 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※ (注) 2	1,525 (注) 2、6
新株予約権の行使期間※	自 2022年1月1日 至 2027年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,525 資本組入額 762.5 (注) 6
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2022年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、付与株式数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記5. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

⑧新株予約権の取得事由及び取得条件

上記に準じて決定する。

⑨譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2022年ストックオプション

決議年月日	2022年12月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員 2 当社子会社役員 1
新株予約権の数（個）	5,650
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式56,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※（注）2	未定（割当日である2023年1月10日に確定）
新株予約権の行使期間	自 2024年12月24日 至 2029年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	未定（割当日である2023年1月10日に確定）
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、付与株式数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記5. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

⑧新株予約権の取得事由及び取得条件

上記に準じて決定する。

⑨譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を決議して、発行しております。

決議年月日	2021年11月12日
新株予約権の数（個）※	6,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 630,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,650
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年12月6日 至 2023年12月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	当初行使価格 2,059 資本組入額 1,029.5 上限行使価額はありません。 下限行使価額は1,442円（発行要項第12項による規定を準用して調整されます。以下「下限行使価額」といいます。） 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
新株予約権の行使の条件 ※	権利行使時において、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等（同規則に定める意味を有します。）の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。 また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

新株予約権の譲渡に関する事項 ※	割当先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしします。ただし、割当先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を第三者に譲渡することは妨げられません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

※提出日の前月末現在（2022年11月30日）における内容を記載しております。

（注）本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。
- (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
 - ①修正の基準：修正日の直前取引日における東京証券取引所の終値の91%
 - ②修正の頻度：本新株予約権の各行使請求の効力発生日ごと
- (3) 行使価額の下限 1,442円00銭
- (4) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等（同規則に定める意味を有します。）の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。

また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしします。

- (5) 当社の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権の所有者との間の取決めの内容

割当先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしします。ただし、割当先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を第三者に譲渡することは妨げられません。

- (6) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2022年7月1日から 2022年9月30日まで)	第20期 (2021年10月1日から 2022年9月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個)	1,078	3,046
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	107,800	304,600
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,657.7	1,664.8
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	178,697	507,090
当該期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	—	3,046
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	—	304,600
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額 等(円)	—	1,664.8
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (千円)	—	507,090

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年9月29日 (注) 1	5,400	6,000	—	30,000	—	—
2018年12月28日 (注) 2	894,000	900,000	—	30,000	—	—
2019年4月24日 (注) 3	550,000	1,450,000	354,200	384,200	354,200	354,200
2020年5月27日 (注) 4	82,500	1,532,500	53,130	437,330	53,130	407,330
2021年1月1日 (注) 5	1,532,500	3,065,000	—	437,330	—	407,330
2021年10月31日 (注) 6	41,400	3,106,400	3,042	440,372	3,042	410,372
2021年2月28日 (注) 6	19,500	3,125,900	1,433	441,806	1,433	411,806
2021年12月31日 (注) 7	38,100	3,164,000	37,192	478,998	37,192	448,998
2022年1月31日 (注) 7	39,200	3,203,200	32,372	511,370	32,372	481,370
2022年2月28日 (注) 7	30,500	3,233,700	24,493	535,864	24,493	505,864
2022年3月31日 (注) 7	34,500	3,268,200	22,091	557,955	22,091	527,955
2022年4月30日 (注) 7	32,900	3,301,100	26,840	584,795	26,840	554,795
2022年5月31日 (注) 7	26,100	3,327,200	20,091	604,887	20,091	574,887
2022年6月30日 (注) 7	4,500	3,331,700	3,400	608,287	3,400	578,287
2022年7月31日 (注) 7	16,700	3,348,400	6,142	614,430	6,142	584,430
2022年8月31日 (注) 7	66,900	3,415,300	55,461	669,891	55,461	639,891
2022年9月30日 (注) 7	33,500	3,448,800	29,317	699,209	29,317	669,209

- (注) 1. 株式分割(1:10)によるものであります。
2. 株式分割(1:150)によるものであります。
3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,400円
引受価額 1,288円
資本組入額 644円
払込金総額 708,400千円
4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 1,288円
資本組入額 644円
割当先 東海東京証券株式会社
5. 株式分割(1:2)によるものであります。
6. ストックオプションの行使によるものであります。
7. 新株予約権の行使によるものであります。
8. 2022年10月1日から2022年11月30日までの間に、新株予約権およびストック・オプションの行使により、発行済株式総数が284,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ265,160千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	14	35	10	2	1,800	1,863	－
所有株式数 （単元）	-	1,684	745	11,355	622	2	20,050	34,458	3,000
所有株式数の割合 （％）	-	4.9	2.2	32.9	1.8	0.0	58.2	100.0	－

(注) 自己株式52株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
加藤久統	名古屋市東区	910	26.39
株式会社Anela	名古屋市東区泉2丁目13-10	900	26.09
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	150	4.34
株式会社伊藤工務店	名古屋市中川区小碓通2丁目25	69	2.00
グッドスピード従業員持株会	愛知県名古屋市東区泉2丁目28-23	43	1.26
平井康博	岡山県岡山市中区	42	1.23
横地真吾	名古屋市千種区	39	1.13
山本文彦	三重県四日市市	35	1.03
上田八木短資株式会社	大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	35	1.02
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社	PLUMTREE COURT, 25SHOELANE, LONDON EC4AU, U. K. 東京都港区六本木六丁目10-1	31	0.92
計	—	2,257	65.45

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,445,800	34,458	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 3,000	—	—
発行済株式総数	3,448,800	—	—
総株主の議決権	—	34,458	—

② 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	28	59,584
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 会社法第192条に基づき、単元未満株式の買取請求があったことによるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2022年11月30日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (-)	—	—	—	—
保有自己株式数	52	—	52	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2022年11月30日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、継続的な配当を行うことを基本方針としております。将来的には、安定的かつ持続的な収益体質の構築と財務体質の改善が見込まれたのちに、更なる株主への利益還元を充実させていくことを基本方針としております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を、9月30日を基準日として期末配当を行うことができる旨を定款に定めております。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針のもと、10円としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株あたり配当額(円)
2022年11月14日 取締役会決議	34,488	10

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営目標の達成に向けて事業を推進していくと共に、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。

そのためには、当社事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めてまいります。

また、当社代表取締役社長である加藤久統は、支配株主に該当いたします。

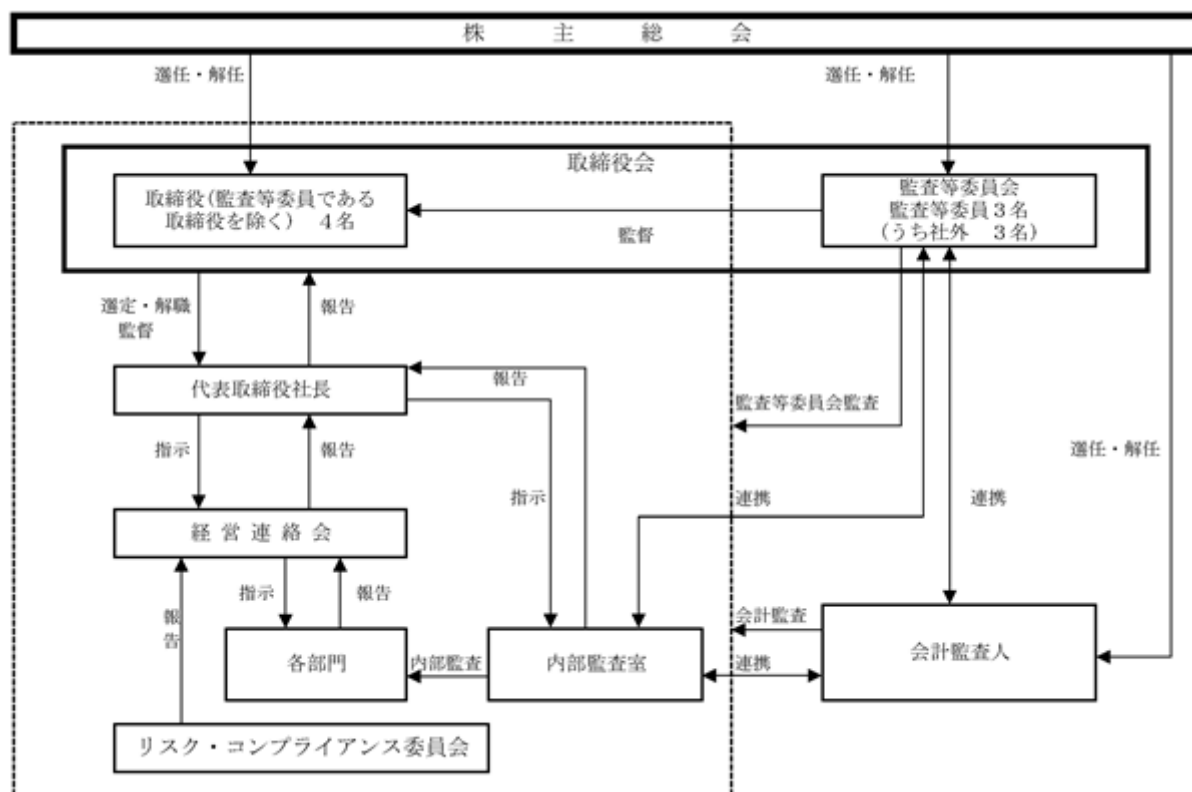
当社では、当該支配株主と取引等を検討する際には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性等の取引内容について取締役会に議案を上程し、独立役員、監査等委員会の見解を踏まえた上で取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしており、少数株主の利益を害することのないよう努めております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。また、社内の統治体制の構築手段として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。これらの機関が相互連携することによって、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

(当社の企業統治体制図)



(a)取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名の合計7名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

構成員の氏名及び役職

代表取締役社長 加藤久統（議長）

専務取締役 横地真吾

取締役 平松健太

取締役 松井靖幸

監査等委員である取締役 桑山賢治（社外取締役）

監査等委員である取締役 松井隆（社外取締役）

監査等委員である取締役 岩本一良（社外取締役）

(b)監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員3名（うち常勤監査等委員1名）で構成されており、策定した監査計画に基づき常勤監査等委員が監査を実施、月1回開催される監査等委員会にて報告、協議しております。

構成員の氏名及び役職

監査等委員である取締役 桑山賢治（社外取締役）（議長）

監査等委員である取締役 松井隆（社外取締役）

監査等委員である取締役 岩本一良（社外取締役）

(c)会計監査人

当社は、監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結しております。

(d)内部監査室

当社は、内部監査室を設置し、内部監査担当者が、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、当社各部署の業務全般を監査しております。内部監査結果については、内部監査終了後、被監査部門長へ事実確認を行い、その場で内部監査結果について被監査部門長へ報告した後、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告しております。改善点については、改善指示として、代表取締役社長名にて被監査部門へ監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告の提出を求め、業務改善を行っております。

(e)経営連絡会

経営連絡会は、当社経営の執行機関であり、また経営に関する基本方針、戦略及び経営執行に関する重要事項を協議する機関であります。なお、取締役会規程に基づく決議事項は、その協議の概要も含め取締役会に報告され取締役会にて承認します。

経営連絡会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成されており、適宜関係部署担当者も参加しております。原則として月1回の開催であります。必要に応じて随時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

なお、会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格を鑑み、監査等委員会による監査機能を強化するために常勤監査等委員が出席し、有効・適切な監査が行なわれるようにしております。

構成員の氏名及び役職

代表取締役社長 加藤久統（議長）

専務取締役 横地真吾

取締役 平松健太

取締役 松井靖幸

(f) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、それに対する管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員2名で構成されており、適宜内部監査担当者、関係部署担当者も参加しております。原則として毎月の開催ですが、必要に応じて随時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

構成員の氏名及び役職

代表取締役社長 加藤久統（議長）

専務取締役 横地真吾

取締役 平松健太

取締役 松井靖幸

監査等委員である取締役 桑山賢治（社外取締役）

監査等委員である取締役 松井隆（社外取締役）

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社により、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができると考えたためであります。

また、監査等委員会及び内部監査室による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しております。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等と適宜協議し指導を受けております。

③企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）といたしましては、2022年11月14日開催の取締役会で次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

(a)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- I 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、役員・社員への周知徹底を行う。
- II 「コンプライアンス管理規程」を制定し、役員・社員への継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行う。
- III 「内部通報規程」を制定し、子会社を含めた法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握及び問題の解決を図る。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- I 「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理する。
- II 取締役及び監査等委員は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- III 各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示する。
- IV 個人情報情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護規程」を明示させ、周知徹底する。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努める。
- II リスク・コンプライアンス委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行う。
- III 緊急事態発生の際には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて適時臨時に開催する。
- II 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を制定し、効率的に職務を遂行する。

(e)当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- I 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・「子会社管理規程」に基づき、子会社が経営上の重要事項を実行する際には、事前に関係書類を提出させ、検討・審議しその可否を決定する体制とする。
 - ・「子会社管理規程」に基づき、子会社から経営方針・事業計画・決算書類・各種議事録等の報告書の提出を受ける体制とする。
- II 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて、当社及び子会社が一体となったリスク管理体制を整備する。
 - ・取締役会に子会社の取締役を陪席させ、当該取締役から事業に伴う様々なリスクについて報告を受ける体制とする。
- III 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重するとともに経営改善や職務執行の効率化に向けて指導を行う体制とする。
- IV 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社の取締役を子会社の取締役に派遣し、当該取締役が子会社における職務執行の監督を行う体制を構築する。
 - ・「子会社管理規程」に基づき、内部監査室が実地監査を行う体制とする。

- (f) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- I 監査等委員が、監査等委員会における審議のうえ、その職務を補助すべき使用人を要請する場合は、取締役会で協議のうえ、人数及び権限等を決定し、監査等委員の職務を補助するものとして任命する。この場合には当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼任しないこととする。
 - II 当該使用人への人事評価・異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- I 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は業務又は業務に与える重要な事項については、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - II 監査等委員は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができる。
- (h) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「内部通報規程」、「ハラスメント防止規程」を定め、監査等委員へ報告を行った者及びその内容につき、必要な対応を行うとともに、情報の保護等を含め当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (i) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、内容を確認のうえ、速やかに当該費用等を支弁する。
- (j) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- I 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図る。
 - II 監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。
- ロ. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たせず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。
- I 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては、断固として拒絶します。
 - II 当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、社員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
 - III 当社は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
 - IV 当社は、反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 - V 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から、法的処置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- (b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- I 社内規程の整備
- 当社は、上記宣言の下、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

II 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応管轄部署を総務部総務課と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、平素から外部専門機関と緊密な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応管轄部署に報告・相談する体制を整備しております。

III 反社会的勢力排除の対応方法

(1) 新規取引先について

原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査しております。取引の開始時には、各種契約書等には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や、「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。

(2) 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うと共に、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

(3) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制を取っております。

ハ、リスク管理体制の整備の状況

当社は、毎月開催している経営連絡会や取締役会で法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、一般のホットラインとは別に女性専用のホットラインも設置した内部通報体制の整備や、監査等委員である取締役及び内部監査室による監査によってコンプライアンスの水準を向上させるよう努めております。なお、内部通報については内部通報規程に通報者の保護を定め、内部通報制度を利用した役職員が不利な取扱いを受けることがないよう適正に運用しております。

リスク管理に関する取り組みを強化するため、全社横断的な組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。6ヵ月に1回リスクを洗い出し、その評価、対応方針策定を行い、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行っております。また、その概要を定期的に取締役会及び代表取締役社長に報告しております。

当社子会社の管理につきましては、経営連絡会及び取締役会を開催し、業績及び経営の状況の報告を受けております。また経営上の重要事項に関しては、「子会社管理規程」に基づき、必要な決裁を受け実施しております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

非業務執行取締役が職務を行うとき善意でかつ重大な過失がない場合の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

ヘ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当の基準日は、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

また、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

ト. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものは除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

チ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

リ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 一名 (役員のうち女性の比率－%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	加藤 久統	1976年11月16日	1995年4月 (株)シーアイシー(現 (株)ファブリカコミュニケーションズ)入社 2002年8月 グッドスピード創業 2003年2月 (有)グッドスピード(現 当社)設立 代表取締役社長(現任) 2011年7月 (株)グッドサービス代表取締役(合併後消滅会社) (株)チャンピオン(現 (株)チャンピオン76)代表 取締役(現任) 2021年3月	(注)3	1,810,400 (注)5
専務取締役	横地 真吾	1977年5月18日	2000年4月 (株)セントラルファイナンス(現 SMBCファイ ナンスサービス(株))入社 2005年5月 当社入社 2007年3月 当社取締役営業本部長 2011年7月 (株)グッドサービス取締役(合併後消滅会 社) 2017年11月 当社常務取締役 2021年3月 (株)チャンピオン(現 (株)チャンピオン76取締 役 2022年4月 当社専務取締役(現任)	(注)3	39,000
取締役 流通本部長	平松 健太	1984年11月27日	2006年7月 当社入社 2015年10月 当社取締役輸入・ミニバン事業部長 2017年7月 当社取締役営業部長 2019年5月 当社取締役営業本部長 2021年10月 当社取締役流通本部長(現任)	(注)3	12,700
取締役 管理本部長	松井 靖幸	1978年12月5日	2001年4月 (株)プロトコーポレーション入社 2018年6月 当社入社管理部長 2018年10月 当社執行役員管理部長 2019年5月 当社執行役員管理本部長 2021年3月 (株)チャンピオン(現 (株)チャンピオン76)取 締役(現任) 2021年12月 当社取締役管理本部長(現任)	(注)3	4,100
取締役 (常勤監査等 委員)	桑山 賢治	1955年3月27日	1978年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀 行)入行 2000年1月 さくらキャピタルインディアリミテッド社長 2002年4月 株式会社三井住友銀行ムンバイ支店長 2007年10月 アルフレッサ ホールディングス株式会社入社 2009年4月 同社内部統制・法務部長 2014年6月 同社監査役 2022年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	松井 隆	1976年11月1日	2007年9月 司法試験合格 2008年12月 弁護士登録 川上・原法律事務所(現 オリンピア 法律事務所) 2012年1月 松井法律事務所設立 2013年4月 日本知的財産仲裁センター名古屋支部 運営委員(現任) 2016年4月 弁護士法人菅沼・松井・三宅法律事務所(現 御園総合法律事務所)代表社員(現任) 2020年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2022年4月 名古屋市行政不服審査会委員(現任) 2022年6月 サン電子株式会社社外取締役(監査等委員) (現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	岩本 一良	1974年3月6日	1996年10月 監査法人伊東会計事務所(現有限責任あずさ監 査法人)入所 2000年4月 公認会計士登録 2020年7月 岩本一良公認会計士事務所開業(現任) 2021年12月 ジャパンワランティサポート株式会社社外取締 役(現任) 2022年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計					1,866,200

- (注) 1. 監査等委員である取締役桑山賢治、松井隆、岩本一良は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 桑山賢治、委員 松井隆 委員 岩本一良
なお、桑山賢治は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査をはじめとした監査等委員会としての機能を果たすためには、監査環境の整備や社内情報を収集して、収集した情報を監査等委員会で共有することが必要であるためであります。
3. 2022年12月23日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年12月23日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長加藤久統の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Ane l aが所有する株式数を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役3名を選任しております。

社外取締役桑山賢治と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は監査役としての豊富な経験を有しており、内部統制やコンプライアンスに関する的確な助言及び意見が期待されることから選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外取締役松井隆と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は御園総合法律事務所の代表社員です。同氏は弁護士として法律に関する専門的な知識と経験を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割が期待できることから選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外取締役岩本一良と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は岩本一良公認会計士事務所の所長であります。公認会計士として専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割が期待できることから選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任することで経営への監視機能を強化しております。当社の意思決定に対して、幅広い視野を持った有識者に第三者の立場から適時適切なアドバイスを受けております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査及び監査等委員会の組織は、内部監査につきましては代表取締役社長直轄下に内部監査室1名を設置、監査等委員会につきましては監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）で構成されております。

内部監査室及び会計監査人との相互連携については、監査等委員会において会計監査人及び内部監査室から適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求めるほか、個別に情報交換を行っております。内部監査室においても、監査等委員会や監査等委員である取締役から要請があった場合には、適宜報告及び情報交換を行うほか、会計監査人とも個別に情報交換を行っております。

社外取締役である監査等委員は、内部統制部門の各部署の責任者と定時又は随時に報告を求める等情報交換を行っています。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、月1回又は必要に応じて開催し、監査等に関する重要な事項についての報告、協議又は決議を行っております。また、常勤監査等委員は、取締役会及び重要な会議に随時出席する他、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの報告等の聴取を行っております。

また、監査等委員、内部監査室並びに会計監査人は必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を深め、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しております。

なお、常勤監査等委員である三津川康之は、事業会社で常勤監査役としての経験を有しております。保坂憲彦は公認会計士、松井隆は弁護士であり、それぞれ財務及び会計、法務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を18回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
三津川 康之	18回	18回
保坂 憲彦	18回	18回
松井 隆	18回	18回

なお、第20回定時株主総会をもって、常勤監査等委員である三津川康之及び監査等委員である保坂憲彦は任期満了により退任いたしました。また、同株主総会で桑山賢治及び岩本一良が監査等委員に選任され、桑山賢治が常勤監査等委員に就任しております。桑山賢治は事業会社で内部統制・法務部長及び常勤監査役の経験を有しております。岩本一良は公認会計士として財務会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。

監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準等に従い、監査計画を立案し、監査職務を分担するとともに取締役会を始め重要会議に出席し、意思決定の適法性、妥当性等について独立した立場から監視、監督しております。

②内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室（人員1名）を設置して臨店調査を主体に各部門における経理及び財産保全の適否の監査等を含む会計監査、そして組織、制度及び業務運営の適否の監査を含む業務監査を実施し、規程遵守状況を確認しております。

②会計監査の状況

a.監査法人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

b.継続監査期間

6年間

c.業務を執行した公認会計士

寺田 聡司

松本 浩幸

d.監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 13名

e.監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制が適切で独立性に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を勘案し、総合的に判断しております。なお、当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

f.監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等において会計監査人に解任または不再任に該当する事由は認められないと評価しております。

③監査報酬の内容等

a.監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	25,000	—	29,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	25,000	—	29,500	—

b.監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c.その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d.監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査人員数、監査日程等を勘案の上、決定しております。

e.監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を「役員報酬規程」に定めております。その内容は役位別に報酬月額の基本額と上限額を定め、当期の売上高、営業利益、経常利益の予算達成比率に応じて、翌期の報酬月額を定めております。原則として役員賞与につきましても売上高、営業利益、経常利益の全ての項目が予算達成した場合に限り支給しております。またその決定方法は代表取締役社長が素案を作成し、監査等委員会の意見を求めたのち、取締役会でこれを決定しております。

当社の役員報酬の額については、2018年12月26日開催の第16期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額2億円以内、監査等委員である取締役については年額2,000万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、取締役（監査等委員）は3名であります。

また非金銭報酬等として、株価変動のメリットとリスクを株主と共有することにより、株価上昇及び企業価値向上の貢献意欲を高めることを目的として、2022年12月23日開催の株主総会で結滞した報酬総額の限度内（年額1億円以内）において、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものとしております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するものは取締役会であります。

なお、当事業年度における報酬等の額の決定については、2021年12月24日に開催した取締役会で代表取締役が作成した素案を議論のうえ、決議しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	119,910	110,310	9,600	—	4
社外役員	13,000	12,900	100	—	3

(注) 社外役員3名は監査等委員である取締役であります。

③使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な団体等が主催する研修等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,476,637	2,026,369
売掛金	2,405,378	※1 4,012,540
商品	※2 8,088,098	※2 11,318,896
貯蔵品	1,987	2,877
前払金	679,489	1,280,872
前払費用	186,838	194,038
その他	117,904	433,853
流動資産合計	12,956,334	19,269,447
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,423,210	6,685,332
減価償却累計額	△1,060,180	△1,249,963
建物（純額）	※2 4,363,029	※2 5,435,369
構築物	1,205,813	1,439,518
減価償却累計額	△315,839	△403,161
構築物（純額）	889,973	1,036,357
機械及び装置	142,410	143,289
減価償却累計額	△45,601	△59,499
機械及び装置（純額）	96,808	83,789
車両運搬具	209,096	115,555
減価償却累計額	△106,140	△36,933
車両運搬具（純額）	102,955	78,622
工具、器具及び備品	658,679	765,220
減価償却累計額	△368,124	△482,366
工具、器具及び備品（純額）	290,555	282,853
土地	※2 1,487,285	※2 1,487,787
リース資産	540,230	910,633
減価償却累計額	△218,968	△307,158
リース資産（純額）	321,261	603,474
建設仮勘定	353,591	790,085
有形固定資産合計	7,905,461	9,798,340
無形固定資産		
のれん	72,565	52,571
ソフトウェア	18,054	16,273
リース資産	100,234	108,042
その他	103	6,555
無形固定資産合計	190,958	183,443
投資その他の資産		
出資金	838	868
保証金	711,972	891,732
長期前払金	78,436	108,604
長期前払費用	11,445	12,449
繰延税金資産	74,350	173,451
その他	65,859	71,506
投資その他の資産合計	942,903	1,258,613
固定資産合計	9,039,323	11,240,397
資産合計	21,995,657	30,509,844

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,715,730	2,122,680
短期借入金	※2,※3 9,805,771	※2,※3 14,095,450
1年内償還予定の社債	60,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	※2,※3 1,763,597	※2,※3 2,232,854
リース債務	92,745	166,851
未払金	120,318	141,137
未払費用	210,557	272,214
未払法人税等	191,534	222,694
前受金	1,146,931	1,647,141
預り金	70,903	84,574
返金負債	-	253,928
賞与引当金	108,805	141,990
役員賞与引当金	8,070	9,700
その他	20,533	52,796
流動負債合計	15,315,498	21,474,014
固定負債		
社債	30,000	-
長期借入金	※2,※3 4,060,093	※2,※3 5,258,204
リース債務	368,518	649,717
繰延税金負債	23,654	33,695
資産除去債務	24,868	25,080
長期前受金	366,224	482,943
固定負債合計	4,873,359	6,449,641
負債合計	20,188,858	27,923,655
純資産の部		
株主資本		
資本金	441,806	699,209
資本剰余金	460,772	718,175
利益剰余金	893,959	1,151,758
自己株式	△53	△112
株主資本合計	1,796,484	2,569,031
新株予約権	10,315	17,157
純資産合計	1,806,799	2,586,189
負債純資産合計	21,995,657	30,509,844

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	44,778,216	※1 56,144,757
売上原価	※2 37,716,677	※2 46,743,927
売上総利益	7,061,539	9,400,830
販売費及び一般管理費	※3 6,453,179	※3 8,399,600
営業利益	608,359	1,001,230
営業外収益		
受取利息	1,682	1,352
受取配当金	14	0
協賛金収入	2,727	-
受取手数料	9,730	6,522
販売協力金収入	4,950	4,000
物品売却益	3,374	6,344
受取補償金	6,500	-
その他	9,327	9,383
営業外収益合計	38,306	27,602
営業外費用		
支払利息	124,638	184,278
支払手数料	76,208	70,374
その他	154	421
営業外費用合計	201,002	255,075
経常利益	445,663	773,757
特別利益		
固定資産売却益	※4 164	※4 7,336
負ののれん発生益	111,916	-
特別利益合計	112,081	7,336
特別損失		
固定資産除却損	※5 1,031	※5 1,034
災害による損失	-	※6 145,645
減損損失	-	※7 2,414
その他	-	12,890
特別損失合計	1,031	161,984
税金等調整前当期純利益	556,714	619,110
法人税、住民税及び事業税	169,790	272,447
法人税等調整額	5,313	△34,615
法人税等合計	175,103	237,832
当期純利益	381,610	381,278
親会社株主に帰属する当期純利益	381,610	381,278

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当期純利益	381,610	381,278
包括利益	381,610	381,278
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	381,610	381,278
非支配株主に係る包括利益	-	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	437,330	407,330	512,348	△69,365	1,287,642
当期変動額					
新株の発行	4,476	4,476			8,952
親会社株主に帰属する 当期純利益			381,610		381,610
自己株式の取得				△53	△53
自己株式の処分		48,966		69,365	118,332
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,476	53,442	381,610	69,312	508,842
当期末残高	441,806	460,772	893,959	△53	1,796,484

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	4,468	1,292,111
当期変動額		
新株の発行		8,952
親会社株主に帰属する 当期純利益		381,610
自己株式の取得		△53
自己株式の処分		118,332
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,846	5,846
当期変動額合計	5,846	514,688
当期末残高	10,315	1,806,799

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	441,806	460,772	893,959	△53	1,796,484
会計方針の変更による 累積的影響額			△123,478		△123,478
会計方針の変更を反映し た当期首残高	441,806	460,772	770,480	△53	1,673,006
当期変動額					
新株の発行	257,403	257,403			514,806
親会社株主に帰属する 当期純利益			381,278		381,278
自己株式の取得				△59	△59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	257,403	257,403	381,278	△59	896,025
当期末残高	699,209	718,175	1,151,758	△112	2,569,031

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	10,315	1,806,799
会計方針の変更による 累積的影響額		△123,478
会計方針の変更を反映し た当期首残高	10,315	1,683,321
当期変動額		
新株の発行		514,806
親会社株主に帰属する 当期純利益		381,278
自己株式の取得		△59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,842	6,842
当期変動額合計	6,842	902,868
当期末残高	17,157	2,586,189

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	556,714	619,110
減価償却費	512,246	654,463
のれん償却額	19,994	19,994
負ののれん発生益	△111,916	-
災害損失	-	145,645
減損損失	-	2,414
その他の特別損益 (△は益)	-	12,890
固定資産除売却損益 (△は益)	866	△6,302
賞与引当金の増減額 (△は減少)	68,805	33,185
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,070	1,630
受取利息及び受取配当金	△1,696	△1,352
支払利息	124,638	184,278
売上債権の増減額 (△は増加)	△330,172	△1,607,161
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,035,256	△3,538,457
前払金及び長期前払金の増減額 (△は増加)	△431,917	△627,416
前払費用の増減額 (△は増加)	△40,090	4,682
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,027,541	406,950
返金債務の増減額 (△は減少)	-	52,865
前受金及び長期前受金の増減額 (△は減少)	△453,306	618,295
未払費用の増減額 (△は減少)	37,795	61,839
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	14,040	7,316
未収消費税等の増減額 (△は増加)	68,431	△49,953
その他	△8,429	96,734
小計	26,356	△2,908,348
利息及び配当金の受取額	277	29
利息の支払額	△124,102	△179,506
法人税等の支払額	△23,336	△248,603
法人税等の還付額	55,080	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	△65,723	△3,336,428
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,245,431	△2,254,153
有形固定資産の売却による収入	33,900	67,634
無形固定資産の取得による支出	△9,020	△4,862
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△581,972	-
貸付けによる支出	△500,000	△500
貸付金の回収による収入	-	166
保証金の支払いによる支出	△147,064	△213,689
保証金の払戻しによる収入	7,120	3,958
保険積立金の積立による支出	△3,450	△3,962
その他	△10	△1,614
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,445,928	△2,407,023
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,737,565	4,289,679
長期借入れによる収入	3,402,044	4,722,907
長期借入金の返済による支出	△1,261,911	△3,126,731
リース債務の返済による支出	△62,365	△47,591
社債の償還による支出	△60,000	△60,000
新株予約権の発行による収入	-	10,395
株式の発行による収入	8,952	504,585
自己株式の取得による支出	△53	△59
自己株式の売却による収入	118,332	-
配当金の支払額	△7	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,882,556	6,293,184
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	370,903	549,732
現金及び現金同等物の期首残高	1,105,733	1,476,637
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,476,637	※1 2,026,369

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

株式会社チャンピオン76

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3 ～47年
構築物	5 ～45年
機械及び装置	7 ～15年
車両運搬具	2 ～6年
工具、器具及び備品	3 ～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① 自動車販売関連

新車・中古車販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。なお、取引価格には顧客がメンテナンス等を受ける契約上の権利が含まれており、当該履行契約による収益は繰り延べられ、契約期間にわたり収益として認識しております。

また、ローン販売で収受するローン手数料については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しており、将来の早期返済により見込まれる返金額を除いた額を売上高として認識しております。

② 附帯サービス関連

整備・钣金等の整備売上、保険代理店手数料売上等の自動車販売関連については、財又はサービスに対する支配が一時点で顧客に移転するため、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

③ ヘッジ方針

金利変動のリスク負担の適正化に限定しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 連結財務諸表に計上した額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
商品	8,088,098	11,318,896

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品を、個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。商品の評価にあたっては、定期的に滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。

また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額の下落が生じた場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 連結財務諸表に計上した額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
有形固定資産	7,905,461	9,798,340
減損損失	-	2,414

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗単位とし、個別の店舗ごとにグルーピングしております。

また、業績の悪化が認められる店舗等について、減損の兆候があると識別した資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。なお、減損の兆候は、店舗が連続して営業赤字になること、土地等の著しい時価の下落、退店決議等の固定資産の使用範囲や方法及び経営環境の著しい悪化の有無により判定しております。

上記の割引前将来キャッシュ・フローは、店舗ごとの事業計画を基礎として算定しており、この事業計画は、新車・中古車の販売台数予測による売上高及び利益予測、サービス売上及び手数料収入の予測、人件費、販売費といった経費予測などの重要な仮定を用いております。また、事業計画を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、各店舗の販売台数と営業利益に与える影響を過去の実績に基づき仮定し算定しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、競争条件の悪化により想定外の販売の減少や販売価格の下落が生じた場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、早期弁済が発生した時点で売上高から控除する方法を採用しておりましたが、ローン販売で收受する手数料のうち、将来の早期返済により見込まれる返金額を除いた額を売上高として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は52,865千円、売上原価は3,853千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ49,012千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は123,478千円減少しております。なお、1株あたり当期純利益は10.4円減少し、1株あたり純資産額は45.6円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「物品売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた12,702千円は、「物品売却益」3,374千円、「その他」9,327千円として組み替えております。

(追加情報)

(会計上の見積りにおける一定の仮定)

当社グループでは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、現時点で入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期など正確に予測することは、困難な状況となっておりますが、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社の事業への影響は限定的であったため、将来においても影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境に変化が生じた場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権の金額は連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約残高等」に記載しております。

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
建物	557,534千円	606,529千円
土地	1,121,516	1,121,516
商品	64,571	39,478
計	1,743,622	1,767,525

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
短期借入金	1,778,571千円	2,838,012千円
1年内返済予定の長期借入金	416,830	706,946
長期借入金	1,557,642	1,321,333
計	3,753,043	4,866,292

※ 3 財務制限条項

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・2021年9月決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2021年9月決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金4,140,000千円であります。

株式会社りそな銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

債務者は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期決算以降、各年度の単体の決算期の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2020年9月決算期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金133,200千円（内1年内返済100,080千円）であります。

株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確認する。

- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・2021年9月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを369百万円以上に維持すること。なお、ここでのいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでのいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金680,955千円（内1年内返済81,708千円）であります。

株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2021年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2020年9月決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2021年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常利益を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円、長期借入金1,020,170千円（内1年内返済164,280千円）であります。

株式会社百五銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2019年9月決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上の金額に維持すること。
- ・2020年9月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書における経常損益に関して、経常損失を計上しないこと。
- ・本契約締結日以降、以下(a)及び(b)の両時点における在庫回転月数が連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日

(b) 上記(a)の基準月が超過基準月である場合における当該超過基準月の翌月末

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金300,000千円であります。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・2021年9月決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2021年9月決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金4,140,000千円であります。

株式会社りそな銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

債務者は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期決算以降、各年度の単体の決算期の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2020年9月決算期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金33,120千円（内1年内返済33,120千円）であります。

株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確認する。

- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・2021年9月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを369百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金599,247千円（内1年内返済81,708千円）であります。

株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2021年9月決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常利益を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円、長期借入金409,367千円（内1年内返済-千円）であります。

株式会社清水銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前期決算の80%以上を計上するものとする。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常利益の金額を0円以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金96,430千円（内1年内返済14,280千円）であります。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上原価	16,426千円	33,253千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
給料及び手当	2,128,736千円	2,727,297千円
賞与引当金繰入額	108,805	141,990
役員賞与引当金繰入額	8,070	9,700
減価償却費	499,130	647,138
賃借料	872,854	1,190,231
販売促進費	676,238	894,074

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
土地	164千円	-千円
車両運搬具	-	7,336
計	164	7,336

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
建物	425千円	289千円
機械	213	-
構築物	391	566
工具器具	-	177
計	1,031	1,034

※6 災害による損失

当連結会計年度における災害による損失は2022年9月の台風15号による損害額であり、固定資産及び商品の毀損額並びに固定資産の復旧工事費用である145,645千円を計上しております。

※ 7 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県名古屋市	中古車販売店	構築物

当社グループは、資産のグルーピングを他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととしており、継続的な収支の把握を行っていることから各店舗ごとをグルーピングの最小単位としております。

当社グループは、2022年9月30日をもって愛知県名古屋市の中古車販売店1店舗を閉鎖しました。

当連結会計年度において、上記資産の内、撤去が決まっている資産グループの帳簿価額を0円まで減額し、当該減少額を減損損失（2,414千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、構築物2,414千円であります。

なお、当該資産グループのうち、上記の資産以外については子会社への譲渡又は他の店舗に移転を予定しており、減損損失を計上しておりません。また前連結会計年度においては、該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式 （注）1.	3,065,000	60,900	—	3,125,900
合計	3,065,000	60,900	—	3,125,900
自己株式				
普通株式 （注）2.（注）3.	69,200	24	69,200	24
合計	69,200	24	69,200	24

（注）1. 当連結会計年度において株式数が60,900株増加したのはストック・オプションの行使によるものであります。

2. 当連結会計年度において自己株式が69,200株減少したのは、第三者割当による自己株式の処分を行ったことによるものであります。

3. 当連結会計年度において自己株式が24株増加したのは、単元未満株式の買取請求があったことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末 残高 （千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	10,315
合計		—	—	—	—	—	10,315

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式 （注）1.	3,125,900	322,900	-	3,448,800
合計	3,125,900	322,900	-	3,448,800
自己株式				
普通株式 （注）2.	24	28	-	52
合計	24	28	-	52

（注）1. 当連結会計年度において株式数が322,900株増加したのは新株予約権の行使によるものであります。

2. 当連結会計年度において自己株式が28株増加したのは、単元未満株式の買取請求があったことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会 計年度末 残高 （千円）
			当連結会 計年度期 首	当連結会 計年度増 加	当連結会 計年度減 少	当連結会 計年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	11,788
提出会社 （親会社）	第3回新株予約権 （注）1. 2.	普通株式	—	630,000	304,600	325,400	5,369
合計		—	—	630,000	304,600	325,400	17,157

（注）1. 2021年新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 2021年新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決 議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	34,488	利益剰余金	10	2022年9月30日	2022年12月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金勘定	1,476,637千円	2,026,369千円
現金及び現金同等物	1,476,637千円	2,026,369千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、店舗における点検設備（機械及び装置）、商品運搬用の積車（車両運搬具）であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用を行っており、また、資金調達については主として銀行借入により行う方針であります。

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保証金は、主に当社グループの店舗出店に伴う賃貸借契約に基づくもので、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1カ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びリース債務は、主に運転資金または設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で13年であります。このうち一部は、変動金利であり金利の変動リスクに晒されておりますが、借入金の一部について、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計方針に関する事項(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

保証金は、定期的に取引先企業等の財務状態等を把握しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に応じて固定金利での借入に切り替えることによりそのリスクを回避しております。また、借入金に係る金利の変動リスクを抑制するために、借入金の一部について、金利スワップ取引を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務課が適時に資金繰り計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2021年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 保 証 金	711,972	679,603	△32,368
資 産 計	711,972	679,603	△32,368
(1) 社 債 (※1)	90,000	90,053	53
(2) 長 期 借 入 金 (※2)	5,823,690	5,823,487	△202
(3) リ ー ス 債 務 (※3)	461,264	441,735	△19,528
負 債 計	6,374,954	6,355,277	△19,676

(*1)社債については1年内償還予定分を含めております。

(*2)長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

(*3)リース債務については流動負債と固定負債の合計であります。

(*4)出資金838千円については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品であるため、上表に含めておりません

当連結会計年度（2022年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 保 証 金	891,732	822,861	△68,871
資 産 計	891,732	822,861	△68,871
(1) 社 債 (※1)	30,000	29,925	△74
(2) 長 期 借 入 金 (※2)	7,491,058	7,490,642	△416
(3) リ ー ス 債 務 (※3)	816,568	791,595	△24,973
負 債 計	8,337,627	8,312,164	△25,463

(*1)社債については1年内償還予定分を含めております。

(*2)長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

(*3)リース債務については流動負債と固定負債の合計であります。

(*4)出資金868千円については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、市場価格のない株式等であるため、上表に含めておりません

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,476,637	—	—	—
売掛金	2,405,378	—	—	—
合計	3,882,016	—	—	—

当連結会計年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,026,369	—	—	—
売掛金	4,012,540	—	—	—
合計	6,038,909	—	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	9,805,771	—	—	—	—	—
社債	60,000	30,000	—	—	—	—
長期借入金	1,763,597	1,394,242	626,123	421,832	344,777	1,273,119
リース債務	92,745	89,433	80,952	61,991	45,207	90,933
合計	11,722,113	1,513,675	707,075	483,823	389,984	1,364,052

当連結会計年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	14,095,450	-	-	-	-	-
社債	30,000	-	-	-	-	-
長期借入金	2,232,854	1,770,312	1,394,107	822,817	473,141	797,827
リース債務	166,851	158,370	131,018	110,446	90,638	159,244
合計	16,525,156	1,928,682	1,525,125	933,263	563,779	957,071

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保証金	—	822,861	—	822,861
資産計	—	822,861	—	822,861
社債	—	29,925	—	29,925
長期借入金	—	7,490,642	—	7,490,642
リース債務	—	791,595	—	791,595
負債計	—	8,312,164	—	8,312,164

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 保証金

時価については、保証金は契約年数を参照した国債金利で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 社債、長期借入金、リース債務

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（2021年9月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	251,032	146,032	(注)

(注) 金利スワップは、特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2022年9月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	1,105,000	835,000	(注)

(注) 金利スワップは、特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	5,846	1,473

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 38名	当社従業員60名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 96,600株	普通株式 24,500株
付与日	2018年9月30日	2019年12月27日
権利確定条件	付与日(2018年9月30日)以降、権利確定日(2020年10月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2019年12月27日)以降、権利確定日(2022年1月1日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自2018年9月30日 至2020年10月1日	自2019年12月27日 至2022年1月1日
権利行使期間	自2020年10月1日 至2025年9月30日	自2022年1月1日 至2027年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年12月28日付株式分割(普通株式1株につき150株の割合)及び2020年1月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	24,500
付与	-	-
失効	-	700
権利確定	-	23,800
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	35,700	-
権利確定	-	23,800
権利行使	18,300	-
失効	-	-
未行使残	17,400	23,800

② 単価情報

	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	147	1,525
行使時平均株価 (円)	1,742	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	495.33

(注) 2018年12月28日付株式分割（普通株式1株につき150株の割合）及び2020年1月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

2018年のストック・オプションについては、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、類似会社比準方式によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 27,231千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 29,181千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	4,908千円	-千円
賞与引当金	34,019	43,877
役員賞与引当金	2,469	2,968
未払事業税	14,301	18,130
前受金	38,552	37,646
減価償却超過額	1,714	1,542
在庫評価損	18,673	8,294
返金負債	-	69,441
減損損失	13,880	13,917
資産除去債務	11,842	12,922
その他	16,976	37,215
繰延税金資産小計	157,339	245,957
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△43,456	△45,388
繰延税金資産合計	113,882	200,568
繰延税金負債		
連結子会社の時価評価差額	△50,577	△50,577
特別償却準備金	△4,407	△2,203
資産除去債務に対応する除去費用	△6,630	△6,410
その他	△1,571	△1,621
繰延税金負債合計	△63,186	△60,812
繰延税金資産の純額	50,696	139,755

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	4,908	-	4,908
評価性引当額	-	-	-
繰延税金資産	4,908	-	4,908

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。当該繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しており、当該繰延税金資産を回収可能と判断した理由は「税効果会計に係る会計基準」等に準拠し、現状における会社分類と利益計画に基づく将来の課税所得を総合的に勘案し繰延税金資産を計上しております。

当連結会計年度(2022年9月30日)
該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	2.0
負ののれん発生益	△6.7	-
取得関連費用	2.4	-
住民税均等割	0.9	2.9
評価性引当額の増減	1.1	0.3
留保金課税	4.4	6.9
税額控除	△4.3	△5.7
その他	1.0	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4	38.4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
期首残高	16,513千円	24,868千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,144	-
時の経過による調整額	209	211
期末残高	24,868	25,080

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社が使用している本社及び一部の店舗等の不動産賃貸借契約については、賃貸資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度(千円) (2021年10月1日～2022年9月30日)
車両売上(新車・中古車販売)	48,057,792
オークション売上(買取)	4,394,975
整備売上(整備・钣金・ガソリンスタンド)	2,808,108
保険代理店手数料(保険代理店)	346,646
顧客との契約から生じる収益	55,607,252
その他の収益(レンタカー)	537,235
外部顧客への売上高	56,144,757

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、前述の「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高等

契約残高は顧客との契約から生じた債権、契約負債があります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は「前受金」及び「長期前受金」に計上しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

	当連結会計年度期首(千円) (2021年10月1日)	当連結会計年度期末(千円) (2022年9月30日)
顧客との契約から生じた債権	2,405,378	4,012,540
契約負債	1,513,156	2,130,084

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度(千円) (2022年9月30日)
1年以内	1,647,141
1年超2年以内	403,936
2年超3年以内	79,006
合計	2,130,084

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

- ・前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- ・当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

・前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
該当事項はありません。

・当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

・前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

・当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

・前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

・当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	加藤久統	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接28.9 間接28.7	債務被保証	不動産賃貸借契約に関する連帯被保証（注）	-	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の不動産賃貸借契約に対して連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	574.71円	744.91円
1株当たり当期純利益	124.17円	116.95円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	122.35円	115.05円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,806,799	2,586,189
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	10,315	17,157
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,796,484	2,569,031
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,125,876	3,448,748

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	381,610	381,278
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	381,610	381,278
普通株式の期中平均株式数(株)	3,073,342	3,260,307
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	45,759	53,818
(うち新株予約権(株))	(45,759)	(53,818)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第3回新株予約権 (3,254個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社グッドスピード	第7回無担保社債	2018年3月9日	90,000 (60,000)	30,000 (30,000)	0.30	なし	2023年3月9日
合計	—	—	90,000 (60,000)	30,000 (30,000)	—	—	—

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
30,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,805,771	14,095,450	0.9%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,763,597	2,232,854	1.1%	—
1年以内に返済予定のリース債務	92,745	166,851	-	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,060,093	5,258,204	1.1%	2023年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	368,518	649,717	-	2023年～2031年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	16,090,725	22,403,078	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,770,312	1,394,107	822,817	473,141
リース債務	158,370	131,018	110,446	90,638

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	12,059,169	25,827,047	39,893,554	56,144,757
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	36,842	228,597	325,860	381,278
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	3,117	110,778	176,101	381,278
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益 (円)	0.99	34.90	54.69	116.95

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	0.99	33.47	19.73	60.71

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	894,087	1,876,933
売掛金	2,426,585	4,009,242
商品	※ 1 7,865,085	9,771,271
貯蔵品	1,987	2,460
前払金	679,489	1,205,780
前払費用	184,477	181,629
短期貸付金	242,852	200,333
1年内回収予定の長期貸付金	-	42,852
その他	124,669	262,715
流動資産合計	12,419,234	17,553,219
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,581,645	5,633,501
減価償却累計額	△589,832	△780,557
建物（純額）	※ 1 3,991,812	※ 1 4,852,944
構築物	1,157,535	1,331,425
減価償却累計額	△292,596	△372,582
構築物（純額）	864,939	958,842
機械及び装置	142,410	148,404
減価償却累計額	△45,601	△67,593
機械及び装置（純額）	96,808	80,811
車両運搬具	162,845	29,280
減価償却累計額	△80,265	△3,996
車両運搬具（純額）	82,579	25,284
工具、器具及び備品	584,251	661,650
減価償却累計額	△315,313	△414,713
工具、器具及び備品（純額）	268,937	246,936
土地	※ 1 775,985	※ 1 776,487
リース資産	540,230	892,026
減価償却累計額	△218,968	△306,107
リース資産（純額）	321,261	585,919
建設仮勘定	353,591	736,885
有形固定資産合計	6,755,915	8,264,112
無形固定資産		
のれん	72,565	52,571
ソフトウエア	18,054	14,227
リース資産	100,234	95,001
その他	103	6,555
無形固定資産合計	190,958	168,355

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
投資その他の資産		
関係会社株式	890,474	890,474
出資金	798	798
保証金	660,985	833,898
長期貸付金	198,151	155,299
長期前払金	78,436	108,604
長期前払費用	11,221	10,252
繰延税金資産	74,268	162,332
その他	65,859	70,994
投資その他の資産合計	1,980,195	2,232,653
固定資産合計	8,927,069	10,665,121
資産合計	21,346,303	28,218,341
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,707,891	2,077,394
短期借入金	※1,※4 9,705,771	※1,※4 13,834,538
1年内償還予定の社債	60,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	※1,※4 1,660,757	※1,※4 1,901,930
リース債務	92,745	161,148
未払金	109,841	108,832
未払費用	207,036	237,923
未払法人税等	191,287	193,706
前受金	1,080,336	1,572,304
預り金	67,127	75,992
賞与引当金	103,055	129,110
役員賞与引当金	8,070	9,700
返金負債	-	253,928
その他	20,091	50,133
流動負債合計	15,014,011	20,636,642
固定負債		
社債	30,000	-
長期借入金	※1,※4 3,872,931	※1,※4 4,048,955
リース債務	368,518	621,762
資産除去債務	24,868	25,080
長期前受金	359,056	473,850
固定負債合計	4,655,374	5,169,648
負債合計	19,669,385	25,806,291

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	441,806	699,209
資本剰余金		
資本準備金	411,806	669,209
その他資本剰余金	48,966	48,966
資本剰余金合計	460,772	718,175
利益剰余金		
利益準備金	5,400	5,400
その他利益剰余金		
特別償却準備金	9,995	4,997
繰越利益剰余金	748,682	967,221
利益剰余金合計	764,077	977,619
自己株式	△53	△112
株主資本合計	1,666,603	2,394,892
新株予約権	10,315	17,157
純資産合計	1,676,918	2,412,050
負債純資産合計	21,346,303	28,218,341

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	※1 44,213,135	※1 51,939,408
売上原価	※1,※2 37,378,841	※1,※2 43,585,548
売上総利益	6,834,293	8,353,860
販売費及び一般管理費	※1,※3 6,271,694	※1,※3 7,579,127
営業利益	562,599	774,732
営業外収益		
受取利息	3,108	3,877
受取手数料	9,713	5,658
助成金収入	250	2,729
物品売却益	3,183	6,344
保険金収入	3,215	-
協賛金収入	2,727	-
販売協力金収入	4,950	-
受取補償金	6,500	-
その他	4,910	5,765
営業外収益合計	38,559	24,375
営業外費用		
支払利息	124,077	173,107
支払手数料	76,208	69,374
その他	154	420
営業外費用合計	200,441	242,901
経常利益	400,718	556,206
特別利益		
事業譲渡益	-	45,419
固定資産売却益	-	※4 7,336
特別利益合計	-	52,755
特別損失		
固定資産除売却損	※5 639	※5 289
災害による損失	-	※6 46,509
減損損失	-	※7 2,414
解約撤去損失	-	12,890
特別損失合計	639	62,103
税引前当期純利益	400,078	546,858
法人税、住民税及び事業税	169,542	243,459
法人税等調整額	△21,193	△33,620
法人税等合計	148,349	209,839
当期純利益	251,729	337,019

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価			
期首商品棚卸高		6,883,856	7,865,085
当期商品仕入高		37,914,891	45,653,091
合計		44,798,747	53,518,176
他勘定振替高	(注) 1	-	658,827
期末商品棚卸高		7,865,085	9,771,271
当期商品売上原価		36,933,662	43,088,077
II 経費	(注) 2	445,178	497,470
売上原価		37,378,841	43,585,548

(注) 1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
事業譲渡 (千円)	-	658,827

2. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
支払手数料 (千円)	438,081	496,161
減価償却費 (千円)	7,097	1,309

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	437,330	407,330	-	407,330	5,400	15,675	491,273	512,348	△69,365	1,287,642
当期変動額										
新株の発行	4,476	4,476		4,476						8,952
特別償却準備金の取崩						△5,679	5,679	-		-
当期純利益							251,729	251,729		251,729
自己株式の取得									△53	△53
自己株式の処分			48,966	48,966					69,365	118,332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	4,476	4,476	48,966	53,442	-	△5,679	257,409	251,729	69,312	378,960
当期末残高	441,806	411,806	48,966	460,772	5,400	9,995	748,682	764,077	△53	1,666,603

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	4,468	1,292,111
当期変動額		
新株の発行		8,952
特別償却準備金の取崩		-
当期純利益		251,729
自己株式の取得		△53
自己株式の処分		118,332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,846	5,846
当期変動額合計	5,846	384,807
当期末残高	10,315	1,676,918

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	441,806	411,806	48,966	460,772	5,400	9,995	748,682	764,077	△53	1,666,603
会計方針の変更による累積的影響額							△123,478	△123,478		△123,478
会計方針の変更を反映した当期首残高	441,806	411,806	48,966	460,772	5,400	9,995	625,204	640,599	△53	1,543,125
当期変動額										
新株の発行	257,403	257,403		257,403						514,806
特別償却準備金の取崩						△4,997	4,997	-		-
当期純利益							337,019	337,019		337,019
自己株式の取得									△59	△59
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	257,403	257,403	-	257,403	-	△4,997	342,017	337,019	△59	851,767
当期末残高	699,209	669,209	48,966	718,175	5,400	4,997	967,221	977,619	△112	2,394,892

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	10,315	1,676,918
会計方針の変更による累積的影響額	-	△123,478
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,315	1,553,440
当期変動額		
新株の発行		514,806
特別償却準備金の取崩		-
当期純利益		337,019
自己株式の取得		△59
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,842	6,842
当期変動額合計	6,842	858,609
当期末残高	17,157	2,412,050

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3 ～47年
構築物	5 ～45年
機械及び装置	7 ～15年
車両運搬具	2 ～6年
工具、器具及び備品	3 ～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① 自動車販売関連

新車・中古車販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。なお、取引価格には顧客がメンテナンス等を受ける契約上の権利が含まれており、当該履行契約による収益は繰り延べられ、契約期間にわたり収益として認識しております。

また、ローン販売で収受するローン手数料については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しており、将来の早期返済により見込まれる返金額を除いた額を売上高として認識しております。

② 附帯サービス関連

整備・钣金等の整備売上、保険代理店手数料売上等の自動車販売関連については、財又はサービスに対する支配が一時で顧客に移転するため、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

③ ヘッジ方針

金利変動のリスク負担の適正化に限定しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
商品	7,865,085	9,771,271

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品を、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。商品の評価にあたっては、定期的に滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。

また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額の下落が生じた場合は、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	6,755,915	8,264,112
減損損失	-	2,414

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗単位とし、個別の店舗ごとにグルーピングしております。

また、業績の悪化が認められる店舗等について、減損の兆候があると識別した資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

上記の割引前将来キャッシュ・フローは、店舗ごとの事業計画を基礎として算定しており、この事業計画は、新車・中古車の販売台数予測による売上高及び利益予測、サービス売上及び手数料収入の予測、人件費、販売費といった経費予測などの重要な仮定を用いております。また、事業計画を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、各店舗の販売台数と営業利益に与える影響を過去の実績に基づき仮定し算定しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、競争条件の悪化により想定外の販売の減少や販売価格の下落が生じた場合は、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、早期弁済が発生した時点で売上高から控除する方法を採用しておりましたが、ローン販売で収受する手数料のうち、将来の早期返済により見込まれる返金額を除いた額を売上高として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は52,865千円、売上原価は3,853千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ49,012千円減少しております。また、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高が123,478千円減少しております。なお、1株あたり当期純利益は10.4円減少し、1株あたり純資産額は45.6円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」及び「物品売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた8,344千円は、「助成金収入」250千円、「物品売却益」3,183千円、「その他」4,910千円として組み替えております。

(追加情報)

(会計上の見積りにおける一定の仮定)

当社は、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、現時点で入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期など正確に予測することは、困難な状況となっておりますが、当事業年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社の事業への影響は限定的であったため、将来においても影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境に変化が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
建物	186,317千円	177,547千円
土地	482,164	482,164
商品	64,571	-
計	733,053	659,712

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
短期借入金	1,578,571千円	2,597,100千円
1年内返済予定の長期借入金	252,550	547,982
長期借入金	701,752	209,818
計	2,532,873	3,354,900

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
短期金銭債権	272,737千円	242,852千円
長期金銭債権	198,151	155,299
短期金銭債務	5,538	12,650

※3 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
株式会社チャンピオン(借入債務)	-千円	株式会社チャンピオン76(借入債務) 861,112千円

※株式会社チャンピオンは2022年10月1日に株式会社チャンピオン76に社名変更しております。

※ 4 財務制限条項

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・ 2021年9月決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。

- ・ 2021年9月決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。

- ・ 本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金4,140,000千円であります。

株式会社りそな銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・ 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。

- ・ 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

- ・ 各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

債務者は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期決算以降、各年度の単体の決算期の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2020年9月決算期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金133,200千円（内1年内返済100,080千円）であります。

株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確認する。

- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・2021年9月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを369百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金680,955千円（内1年内返済81,708千円）であります。

株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2021年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2020年9月決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2021年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常利益を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円、長期借入金1,020,170千円（内1年内返済164,280千円）であります。

株式会社百五銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2019年9月決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上の金額に維持すること。
- ・2020年9月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書における経常損益に関して、経常損失を計上しないこと。
- ・本契約締結日以降、以下(a)及び(b)の両時点における在庫回転月数が連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日

(b) 上記(a)の基準月が超過基準月である場合における当該超過基準月の翌月末

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2021年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金300,000千円であります。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・2021年9月決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2021年9月決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金4,140,000千円であります。

株式会社りそな銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

債務者は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期決算以降、各年度の単体の決算期の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2020年9月決算期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金33,120千円（内1年内返済33,120千円）であります。

株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確認する。

- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・2021年9月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを369百万円以上に維持すること。なお、ここでのいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでのいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金599,247千円（内1年内返済81,708千円）であります。

株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2021年9月決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常利益を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円、長期借入金409,367千円（内1年内返済-千円）であります。

株式会社清水銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前期決算の80%以上を計上するものとする。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常利益の金額を0円以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5か月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金96,430千円（内1年内返済14,280千円）であります。

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	62,397千円	58,712千円
仕入高	14,993	11,201
営業取引以外の取引による取引高	1,428	2,528

※ 2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上原価	10,336千円	8,807千円

※ 3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
給料及び手当	2,083,536千円	2,446,230千円
賞与引当金繰入額	103,055	129,110
役員賞与引当金繰入額	8,070	9,700
減価償却費	479,523	573,647
賃借料	872,325	1,126,942
広告宣伝費	77,759	107,238
販売促進費	669,128	765,744

※ 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
車両運搬具	-千円	7,336千円
計	-	7,336

※ 5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
建物	425千円	289千円
機械及び装置	213	-
工具、器具及び備品	-	0
計	639	289

※ 6 災害による損失

当事業年度における災害による損失は2022年9月の台風15号による損害額であり、固定資産及び商品の毀損額並びに固定資産の復旧工事費用である46,509千円を計上しております。

※ 7 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県名古屋市	中古車販売店	構築物

当社は、資産のグルーピングを他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととしており、継続的な収支の把握を行っていることから各店舗ごとをグルーピングの最小単位としております。

当社は、2022年9月30日をもって愛知県名古屋市の中古車販売店1店舗を閉鎖しました。

当事業年度において、上記資産の内、撤去が決まっている資産グループの帳簿価額を0円まで減額し、当該減少額を減損損失(2,414千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、構築物2,414千円であります。

なお、当該資産グループのうち、上記の資産以外については子会社への譲渡又は他の店舗に移転を予定しており、減損損失を計上しておりません。また前事業年度においては、該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年9月30日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
子会社株式	890,474

当事業年度(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	890,474

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	31,534千円	39,507千円
役員賞与引当金	2,469	2,968
未払事業税	14,301	15,700
前受金	38,552	37,646
返金負債	-	69,441
減価償却超過額	1,714	1,542
減損損失	9,228	9,224
資産除去債務	11,842	12,922
その他	16,045	24,318
繰延税金資産計	125,689	213,272
評価性引当額	△38,812	△40,704
繰延税金資産計	86,876	172,567
繰延税金負債		
特別償却準備金	△4,407	△2,203
資産除去債務に対応する除去費用	△6,630	△6,410
その他	△1,571	△1,621
繰延税金負債計	△12,608	△10,235
繰延税金資産の純額	74,268	162,332

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
留保金課税	6.1%	7.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	2.2%
住民税均等割	1.2%	3.0%
評価性引当額の増減	1.5%	0.3%
税額控除	△6.0%	△5.8%
その他	0.8%	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.1%	38.4%

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社チャンピオン76に当社の事業の一部を事業譲渡することを決議しました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：バイク事業

事業の内容：新車及び中古バイクの販売、買取及びその附帯事業

(2) 事業譲渡日

2021年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を事業譲渡会社、株式会社チャンピオン76を事業譲受会社とする金銭を対価とした譲渡

(4) 取引の目的を含む取引の概要

本事業譲渡は、集約による業務の効率化とバイク事業の拡大、グループ全体におけるシナジーの最大化による、企業価値の向上を図ることを目的としております。

(5) 譲渡事業の取得価額及び対価の種類ごとの内訳

譲渡の対価	現金	648,000千円
-------	----	-----------

譲渡価額	648,000千円
------	-----------

(6) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 900千円

(7) 譲渡損益の金額 45,419千円

当該譲渡事業の帳簿価額と売却額との差額を「事業譲渡益」として特別利益に計上しております。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	3,991,812	1,209,313	134,157	214,024	4,852,944	780,577
構築物	864,939	225,760	36,097 (2,414)	95,759	958,842	372,582
機械及び装置	96,808	1,439	3,475	13,961	80,811	67,593
車両運搬具	82,579	47,139	79,241	25,193	25,284	3,996
工具、器具及び備品	268,937	112,533	24,065	110,468	246,936	414,713
土地	775,985	502	-	-	776,487	-
リース資産	321,261	351,795	-	87,138	585,919	306,107
建設仮勘定	353,591	1,871,825	1,488,530	-	736,885	-
有形固定資産計	6,755,915	3,820,310	1,765,568 (2,414)	546,545	8,264,112	1,994,551
無形固定資産						
のれん	72,565	-	-	19,994	52,571	-
ソフトウェア	18,054	3,817	1,566	6,077	14,227	-
リース資産	100,234	17,100	-	22,333	95,001	-
その他	103	6,451	-	-	6,555	-
無形固定資産計	190,958	27,368	1,566	48,405	168,355	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(増加)

MEGA SUV豊川店	建物	436,770千円
	構築物	30,780千円
	工具、器具及び備品	21,057千円
	リース資産(有形)	111,750千円
MEGA輸入車名古屋昭和橋店	建物	561,242千円
	構築物	16,100千円
	工具、器具及び備品	12,496千円

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 100%子会社である株式会社チャンピオン76への事業譲渡に伴い、建物が126,782千円、構築物が33,683千円、機械及び装置が3,475千円、車両運搬具が4,800千円、工具、器具及び備品が14,565千円、ソフトウェアが1,566円減少しております。

4. MEGA SUV清水鳥坂店の災害損失に伴い、建物が7,085千円、工具、器具及び備品が9,499千円減少しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	103,055	129,110	103,055	129,110
役員賞与引当金	8,070	9,700	8,070	9,700

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 https://goodspeed-group.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株式取扱規程の定めるところにより、株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第19期）（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）2021年12月27日東海財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2021年12月27日東海財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第20期第1四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月14日東海財務局長に提出
（第20期第2四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月13日東海財務局長に提出
（第20期第3四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日東海財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2021年12月27日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2022年12月23日東海財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年12月23日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 寺田 聡司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グッドスピード及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社及び連結子会社は中古車販売事業を営んでおり、有形固定資産は9,798,340千円と総資産の32.1%を占めている。中古車販売事業においては、経済情勢の変化、同業他社との競争や出店コストの増加等によって店舗の業績に影響を及ぼすことがある。 【注記事項】（重要な会計上の見積り）（固定資産の減損）に記載のとおり、経営者は減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗単位とし、個別の店舗ごとにグルーピングしており、業績の悪化が認められる店舗について、減損の兆候があると識別している。 減損の兆候は、店舗が連続して営業赤字になること、土地等の著しい時価の下落、退店決議等の固定資産の使用範囲や方法及び経営環境の著しい悪化の有無により把握している。 業績の悪化等の減損の兆候があると識別した資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしている。 上記の資産のグルーピング、減損の兆候の把握及び減損損失を認識するかどうかの検討については、経営者による販売台数予測や利益予測等の主観的な判断を伴う重要な会計上の見積りが含まれていることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と決定した。	当監査法人は、「固定資産の減損に係る会計基準」にしたがって資産のグルーピング、減損の兆候の把握及び認識が行われているかを検討するために、主に以下の手続を実施した。 （グルーピング） ・経営者が採用した各店舗単位のグルーピングについて、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位となっているかどうかについて検討を行った。 （兆候の把握） ・各店舗単位の損益が正しく算定されていることを確かめるため、店舗別売上高及び直接費の基礎資料の検証、並びに間接費の配賦計算の基礎資料の検証及び再計算を実施した。 ・土地等の時価が帳簿価額から著しく下落した状況にないかについて、経営者が作成した資料を閲覧するとともに、算定した時価について路線価等との突合を行った。 ・取締役会議事録の閲覧及び経営者への質問により、固定資産の使用範囲や方法、経営環境の著しい悪化を理由とした減損の兆候の有無について確かめた。 （認識） ・割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎とした店舗の将来事業計画について、取締役会によって承認された店舗別利益計画との整合性を検討した。 ・減損の兆候が把握された店舗について予算と実績の比較分析を実施し、経営者の偏向の有無を評価した。 ・割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定である販売見込台数、1台当たりの販売単価及び1台当たりの売上総利益率については根拠資料の閲覧及び過去実績との比較分析を実施するとともに、外部機関が公表している中古車市場の分析レポート等との整合性を検討することで、仮定の合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グッドスピードの2022年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社グッドスピードが2022年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月23日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 寺田 聡司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの2021年10月1日から2022年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グッドスピードの2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。